

官報

號外 昭和二十一年八月三十日

東京都第二區選出議員山花秀雄君

〔拍手〕

○第九十回

帝國議會

衆議院

議事速記録

第三十七號

昭和二十一年八月二十九日(木曜日)

午後二時二十六分開議

議事日程 第三十六號

昭和二十一年八月二十九日

午後一時開議

第一復興金融金庫法案(政府提出)

第一讀會(前會の續)

第二臨時物資需給調整法案(政府提出)

第一讀會(前會の續)

第三商工協同組合法案(政府提出)

第一讀會

第四地方競馬法案(小笠原八十美君外四名提出)

第一讀會

「朗讀ヲ省略シタ報告」

第一讀會

一、去二十七日貴族院カラ受領シタ政

府提出

一、去二十七日貴族院カラ受領シタ政

府提出

一、去二十七日貴族院カラ受領シタ政

府提出

一、去二十七日貴族院カラ受領シタ政

府提出

一、去二十七日貴族院カラ受領シタ政

府提出

日本教育會の擴充強化に關する建議

案

提出者

中田榮太郎君

堤

陸君

平川篤雄君

北村德太郎君

稻葉道意君

(以上八月二十八日提出)

一、去二十七日貴族院ニ於テ、本院カラ送付ノ次ノ政府提案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ所得稅法の一部を改正する等の法律案

一、去二十七日貴族院ニ於テ、本院カラ送付ノ次ノ政府提案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ

第九十回帝國議會外務省所管事務政

府委員被仰付

外務事務官

木村四郎七

府委員被免

第九十回帝國議會外務省所管事務政

府委員被免

○議長(山崎猛君) 日程第一、復興金融金庫法案第一讀會ノ前會ノ議事ヲ繼續致シマス、質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シテ——青木孝義君

融金庫法案第一讀會ノ前會ノ議事ヲ繼續致シマス、質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シテ——青木孝義君

順次之ヲ許シテ——青木孝義君

第一復興金融金庫法案

〔青木孝義君登壇〕

○青木孝義君 私ハ、今回政府ノ提案ニ係リマス復興金融金庫法案ニ對シマシテ、次ノ數點ニ付キ、日本自由黨ヲ代表致シテ質問ヲ致シマス

先ツ第一ニ融資計畫乃至基準ノ問題

デアリマスルガ、本法律案ノ提案理由ヲ見マスルノニ「經濟の復興を促進するため必要な資金の供給を確保し、以て國民生活の安定に資するため」トアリマス、即チ戰後經濟ノ再建、ヨリ直接受け、戰時補償ノ打切りニ伴フ經濟再建ノ諸施設ノ一環トシテ提案サレタモノト考ヘラレルニアリマス、隨接的ニハ、戰時補償ノ打切りニ伴フ經濟再建ノ諸施設ノ一環トシテ提案サレタモノト考ヘラレルニアリマス、隨接的ニハ、戰時補償ノ打切りニ伴フ經濟再建ノ諸施設ノ一環トシテ提案サレタモノト考ヘラレルニアリマス、隨接的ニハ、經濟安定本部ノ經濟再建計畫トハノ關係ニ立ツモノデナケレバナリマセヌ、具體的ニ申シマスレバ、本基金ノ經濟再建計畫ノ策定ト密接不可離

ノ資本金ヲ百億圓ト定メ、存立期間ヲ三箇年ニ限リマシタコトハ、此ノ程度ノ期間内ニ此ノ程度ノ資金ヲ以テスレバ、日本經濟ノ再建が可能デアルト考ヘラレタ結果デアルト承知シテ宜イカ

ドウカト云フ點デアリマス、又此ノ程度ノ資金ヲ以テスレバ、日本經濟再建が可能デアルト考ヘラレタ結果デアルト承知シテ宜イカ

ルノアリマス、ソデ問題トナリマスノハ、融資ノ順位、即チ何が最優先的ニ融資サルベキカト云フコトト、融資順位ヲ規定スル基準トナルベキ經濟再建計畫デアリマスガ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル計畫ト用意トヲ持ツテ居ラレルカ、此ノ點ニ付テ眞務大臣竝ニ大藏大臣ニ御答辯ヲ煩ハシタイト存ジマス

スルノハ、融資ノ順位、即チ何が最優先的ニ融資サルベキカト云フコトト、

融資順位ヲ規定スル基準トナルベキ經濟再建計畫デアリマスガ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル計畫ト用意トヲ持ツテ居ラレルカ、此ノ點ニ付テ眞務大臣竝ニ大藏大臣ニ御答辯ヲ煩ハシタイト存ジマス

バ、政府ノ斯カル經濟再建ノ非科學的態度ニ對シテハ、國民ハ危惧ノ念ヲ抱カザルヲ得ナイト思フノデアリマス

第一

から供給を受けることが困難なものを供給することを目的とする。トアリマス、此ノ條文テハ擔保力ガ十分デアリ、隨テ市中金融機關ニ於テ是ガ融資ヲナシ得ル企業ハ本金庫ノ活動範圍外ニ屬シ、斯カルモノニ對シテハ本金庫ハ融資ヲシナイ前テアルノカドウカト云フコトニ付テハ必シシモ明瞭デハナイノデアリマス、一般金融機關ハ言フマデモナク其ノ性質上、企業要素ニ缺ケテ居リ、擔保力ノ薄弱ナセノニ對シテ融資スルト云フコトハ不可能デアリマス、本金庫ガ一般金融機關ノ融資シ得ザル、而モ經濟再建上必要ナシ業ニ對シテノミ融資ヲシ、擔保力ガ十分デ企業要素ニ何等缺タル所ノナイエヌニ對シテハ融資ヲシナイ前トナツテ居ルナラバ問題ハナイ、併シ若シサウデナイ場合、例ヘバ擔保力ノ十分ナモノニ對シテモ亦融資ヲスルト云フコトニナレバ、一般金融機關ト勢ヒ競合關係ニ入ルト云フコトニナル、或ル程度避ケ難イ競合關係ハ兎モ角トシテ、此ノ場合政府ハ之ヲ如何ニ調整シテ行ク御考ヘデアルカ、更ニ貸付ノ申込ニ對シテ現實ニ査定ヲナス場合、ソレハ一切金庫側ノ任意ニ任セラレテ居ルトスレアルカドウカ、此ノコトガ非常ニ重大ナ問題デアルト考ヘルノデアリマス、例ヘバ戰時中ノ臨時資金調整法ニ金庫側ノ申請ニ委ネラレテ居ルトスレ

バ、戦後經濟ノ再建上必要デアルカ否
カノ判定ニ關シテ、國家ノ要請ト金庫
側トノ見解ノ間ニ食ヒ違ヒガ生ジ、斯
クテハ經濟再建ノ進行ニ對シテ支障ヲ
生ズル處ナシトシナイ、而シテ此ノ在
定ヲ通ジテ國家資本ノ企業支配ト云フ
コトガ考ヘラレルノデアリマシテ、此
ノ間ニ處スル政府ノ對策ヲ伺ヒタイノ
デアリマス

ラレルノデアルカ、又回収ニ付アハ定期間ノ割置後、年賦或ハ月賦償還アリ云フ方法ヲ考ヘテ事ラレルカドウカ、更ニ又擔保力ガ最モ薄弱アリ、支拂ハ新聞、收入ハ封鎖、事業資金ハ認メテ居ナイ現状ニアル所ノ中小工業、其ノ經營ニ安定性ヲ缺イニ居ル是等ノ工業及ビ農村工業ニ對スル融資ニ對シハ、格別ノ考慮ヲ拂フ必要ガアルト考ヘマスルガ、政府ハ之ニ對シニ如何ナル具體策ヲ用意シテ居ラレルカ、殊ニ零細企業ニ對スル融資ノ場合ニ考ヘラレル所デアリマスルガ、是等ハ銀行トモノ取引關係ヲ持ツテ居ナイモノガ多イ、隨テ從來ハ是等ノ零細企業ハ金融機關ノ融資ノ対象トハナリ得ナカツタ、尤モ組合ガ結成サレテ居ル所デハ、商工中金ヨリ融資ヲ仰ギ得ル譯アリマスルガ、零細企業ニハ此ノ組合ヲ結成シテ居ナイモノガ可ナリ多イ、是等ハ自己資金カ高利貸資本ニ依存スル以外ニ資金ヲ獲得スル途ガナカツタノデアリマス、隨テ是等零細企業ニ對シテモ、一錢四厘内外ノ低イ金利ヲ以テ復興金融金庫ガ其ノ門戸ヲ開クト致シマスレバ、零細企業ハ本金庫ニ鉛集スルト云フコトガ考ヘラレルノデアリマス、併シ此ノ場合考慮サレネバオラヌコトハ、零細企業ニ對シテバカリデナク、一般ニモ言ヒ得ル所デアリマスルガ、金庫ノ融通シタ資金ガ、正常常アリテ、生産資金トシテ用ヒラレズニ、生活資金トシテ、或ハ流通資金、即チ商業利潤

潤ノ獲得ヲ目的トシテ、場合ニ依ツテ
ハ高利貸資本トシテ用ヒラレル處ガ少
クナイト云コトアリマス、隨ヒマ
シテ政府ト致シマシナハ、融通セル資
金ノ使途ニ付テ嚴重ニ監視ヲ怠ツテハ
ナラナイト思フソデアリマス、從來ノ
経験ニ徴シマスレバ、國家金融機關ハ
此ノ使途ニ付テ嚴重ニ監視ヲ怠ツテハ
無責任デアツタ、貸出ハタガ最後、
ソレハ最早既ニ金融機關トハ縁が切レ
タモノトシテ、其ノ行方ヲ最後ニデ見
究メルト云コトヲシナカツタノデア
リマス、斯カル「ルーズ」ナ無責任ナ
態度ガ復興金融機關ノ融資ニ對シテモ
尙ホ採用サレルモノト致シマスレバ、
本金庫ヲ通ズル融資ハ、生産ヲ促進セ
シムルヨリモ、寧ロ「インフレ」ヲ激
化セシムル以外ノ何モノデモナイ、此
ノ問題ニ付テハ政府ハ如何ニ考ヘテ居
ラレルカ、所見ヲ承リタイノデアリマ
ス

トシテ日銀ノ信用供與ヲ得ルコトナレ」促進ニ役立ツコトナル譯アリマス、政府ハ如何ナル方法ヲ選バレルノデアリマセウ、結局是モ「インフレ」構想ハ、「アメリカ」ノ復興金融金庫ノ制度ニ做ツタモノト考ヘマスルガ、
「アメリカ」ノ復興金融會社ハ、所謂「ニラ」政策ノ一環トシテ、即チ景氣問題トナツタ我國ノ經濟的基盤ト振興政策ノ一環トシテ考へ出サレタモノデアリマス、復興金融金庫ノ設立ガ問題トナツタ我國ノ經濟的基盤トハ、根本的ニ事情ヲ異ニシテ居ルト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、即チ當時ノ「アメリカ」ニ於キマシテハ、物ノ面カラ、換算致シマスレバ生産ノ過剰、商品「ストック」ノ増大ニ依ツテ所
得トノ均衡が破れ、競合不景氣ガ製來致シタノデアリマス、ソコデ「アメリカ」ノ政府ハ通貨ノ面カラ此ノ兩者ハ「バランス」ヲ圖リ、景氣ノ振起ヲ圖ラウト致シタノデアリマス、即チ「インフレ」政策ニ依ツテ、不景氣ヲ克服スル手段トシテ復興金融會社ヲ設ケタノデアリマス、然ルニ日本ノ現狀ハ當時ノ「アメリカ」ト全ク事情ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、我ガ國度ハ既ニ「インフレ」ガ相當程度ニ進昂シ、現ニ國民經濟ヲ破局ヘト押進メツ、アルノデアリマス、周知ノ如ク我ガ國ノ生產基底ハミガ擬制化シタ存在トナツテ居ルノデ

アリマス、斯クテ招來サレマシタ物價
高ガ、國民經濟ノ安定ヲ消失セシメツ
ツアルノデアリマス、我ガ國テハ物ノ
過剰ニ依ル通貨トノ「アンバランス」ガ
支配シテ居ルノデハナクテ、物ノ過少
ニ對スル通貨ノ過剰ニ基ク兩者ノ「ア
ンバランス」ガ支配シテ居ルノデアリ
マス、最近發表サレマシタ國民經濟研
究所ノ調査ニ依リマシテモ明カナ如ク
ニ、我ガ工業生産ハ、通貨ガ戰前ノ數
十倍ニ上ツテ居ルニ對シマシテ、戰
前ノ僅カニ二割内外ニ顛落シテ居リマ
ス、殊ニ原料資材ノ涸渧、設備ノ消耗
ト破壞トニ基ク生産財、生産部門ノ不
振ハ、我ガ經濟ノ再建ニ對シテ極メテ
憂フベキ惡條件ヲ提供シテ居ルノデアリ
マス、斯カル特殊ノ條件下ニアル我
ガ經濟ニ對シテ、一樣ニ從來ノ如ク
ラ資金ノ面カラ、即チ「インフレ」的骨
氣振興策ニ依ツテ其ノ再建ヲ圖ラント
スルコトハ、既ニ進昂シテ居ル「イン
フレ」ヲ一層加速度的ニ激化セシメ、
却テ所期ノ目的ニ矛盾スル結果ニ陥ル
危險性ガ多分ニアルト考ヘルノデアリ
マス、隨ヒマシテ私ハ、政府ガ本金庫
ノ運營ニ當リマシテ特段ノ考慮ヲ拂ハ
ルベキコトヲ警告シタイノデアリマス
ス、復興金融金庫ノ資本金ハ百億圓ニ
アリ、ソレガ三箇年間ニ生産再開乃至
促進資金トシテ放出サレル譯アリマス
スルガ、今日ノ事情ノ下ニ於テ、是ダ
ケデ十分ニ復興金融ガ貯ヒ得ラレルト
ハ考ヘラレナインデアリマス、不足ト

ノ負擔トナルカ、復興金融債券ノ増發
ガ講セラレルコトナリ、其ノ何レ、
場合ニ於キマシテモ、本金庫ヲ通ジテ
行ハレル復興金融ノ大部分ハ、通貨ノ
増發ヲ招來スルノデアリマス、通貨ノ
増發ヲ招來スルモノハ、單リ復興金融
金庫ヲ通スル金融ダケデハナイ、新聞
預金ノ増大ガ不活潑デアルニ拘ラズ、他
方生活資金ノ引出シガ繁忙ヲ極メ、全
融機關ノ手許資金ガ逼迫ヲ告ゲテ居ル
今日、一般金融機關ニ依ル信用ノ供給
モ、亦通貨ノ増發ヲ激化セズニハ置ケ
ナイノデアリマス、此ノ事ハ從來事業
資金トシテ放出サレタモノガ、新聞
增發トナツタ事實ニ微シマシテモ泊ニ
明カナ所デアリマス、加ノルニ他方ニ
於キマシテ、厖大ナル財政資金ノ撒出
ニ依ル通貨購買力ノ投入ガ控ヘテ居ル
マス、而モ政府ハ通貨面ヨリスル「イ
ンフレ」抑壓策ニ對シサハ、無關心ニ
アルカノ如クデアリマス、斯クテ「イン
フレ」ハ一路破局ヘノ道ヲ急イデニ
ルノデアリマスガ、斯カル事情ノニ
ニ於テ藏相ハ、通貨ノ増發ガ「インフ
レ」ヲ激化スルモノデアルト云フコト
ヲ否定サレテ居リマス、藏相ノ見解
依レバ、通貨ノ増發ガ生産ノ再開ヲ促
進セシタル爲ニ使用セラレル場合ニ
ハ、増發サレタ通貨ハ物ニ依ル裏付矢
ヲ持ツガ故ニ、「インフレ」トハナラナ
ト言ハレテ居リマス、事柄ヲ單純ニ至
而的ニ考ヘマスル場合ニハ、確カニ既

カル理解ハ一應ノ眞理ヲ持ツテ居リセウ、併シナガラ事柄ハ平面的ニノレバナリマセヌ、生産ノ再開乃至促進ノ爲ノ通貨ノ増發ガ「インフレ」ヲ激サセナイ爲ニハ、少クトモ増發サレ、ノト云フコト、原料資材ガ豊富ニ存スルコト、直チニ稼働出來ル遊休設ガ存在シテ居リ、通貨ガ増發サレテラ、生産ガ増大シ商品流通量ガソレ對應的ニ増加スルマデノ時間的距離極メテ短イト云フコト、此ノ三ツノ事件ガ少クトモ與ヘラレテ居ラケレバ、ナラナイノデアリマス、然ルニ現實ハ、生産資金トシテ放出サレタモガ、假合「インフレ」ニ乘ゼラレタ商利潤ノ獲得、換物ニ依ル財產ノ固定ニ用ヒラレルコトナク、正常ナ生産金トシテ使用サレル致シマシテモ、其ノ大部分ガ、消耗サレ破壊サタ設備ノ復舊ノ爲ノ固定資本トテ投下サレザルヲ得ナイ現狀ノ下於キマシテハ、其ノ固定設備ガ完成テ現實ニ生産ガ増大シ、商品ノ流通ガ增大スルマデニハ、相當ノ期間ガ必トサレル實情ニアルノデアリマス、而其ノ上ニ原料資材ノ涸渇ハ、設備ガツテモ之ヲ十分稼働セシメ得ナイトノ不足ハ、現狀ノ下ニ於テハ輸入候外ニ、追加購買力ノ投入ニ依ツ

之ヲ獲得スルト云フコトハ不可能ナノ
デアリマス、サレバ現狀ノ下ニ於キマ
シテハ、追加信用ノ造出、通貨ノ増發
ハ、假令ソレガ生産ノ再開促進ノ爲ノ
正當ナ「ルート」ニ乘セラレタモノニア
リマシテモ、所期ノ目的ニ到達スル以
前ニ「インフレ」ヲ激化サセルコトニ
依ツテ、却テ所期ノ目的ヘノ到達ヲ阻
碍スルト云フ處ガ十分ニ考ヘラレルノ
デアリマス（拍手）況シテ直接再生資
ニ寄與ベルコトノナイ財政資金ノ撒ク
ガ巨額ニ上リマシテ、是ガ收縮ヲ遽カ
ニ期待シ得ナイ今日、斯カル危険ハ
現實性ヲ以テ我ガ經濟再建ノ上ニ重暈
ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、隨ヒマシ
テ政府ハ復興金融金庫ノ運營ニ當リマ
シテハ、斯カル戒心ヲ常ニ十分ニ持ツ
テ、融通シタ資金ノ使途ヲ嚴重ニ監視
致シマスト共ニ、擬制資本ノ拂拭ヲ徹
底的ニ行ヒマシテ、通貨面ヨリスル
「インフレ」対策ヲ斷行シ、同時にニ
方ニ於キマシテハ生産ノ再開促進ニ
關スル資金的條件以外ノ物的條件ニ急
速ナル整備ヲ圖シテ、通貨ノ増發ト商
品流通量ノ増大ノ時間的距離ヲ最小限
度ニ短縮セシメル一切ノ有效ニシテ適
切ナル處置ヲ、時期ヲ失セズ講ゼラレ
シコトヲ切望シテ已マナイノデアリマ
ス（拍手）斯ク後半ニ於ケル「インフ
レ」ニ對スル多少ノ所感ヲ述ベマシ
テ、特ニ大藏大臣ノ御答辯ヲ煩ハシタ
イト存ジマス（拍手）

○國務大臣(石橋湛山君) 青木君カラ
大分詳シイ色々ノ御質問ガアリマシ
タ、先ツ融資計畫デアリマスガ、大體
御承知ノ通リノ經濟事情デアリマシ
テ、是カラ復興シテ行クノデアリマス
カラ、一錢一厘運ハナイヤウナ計畫ハ
中々出來マセヌガ、只今ノ見込デハ實
ハ八月一日カラ日本興業銀行ヲシテ暫
定的ニ同ジ種類ノ金融ヲ行ハシメテ居
ルノデアリマス、是ハ開店勿タデアル
カラデモアリマセウガ、現在ノ所デハ
案外申込ガ少イノデアリマス、十分普
及シテ居ナイト云フコトモアリマセ
ウ、只今ノ所デ興銀ノ本店ニ鬼ニ角相
談ニ來テ居リマスノガ百八十四件、此
ノ中ニ一寸大額ノモノガアリマスガ、
兎ニ角金額ハ七億六千七百萬圓、支店
ニ申込ガ百三件、二億六千七百萬圓、
其ノ外日銀ノ方ニ申込ガ十三件デ千百
萬圓、是ハ只今ノ所デハ調査シテ居
リマスガ、大體相談ノ程度デアリマシ
テ、是ダケ資金ガ要る計畫ダガト云フ
程度デアリマス、斯ウ云フ譯デ、比較
的今ノ所デハ少ウゴザイマスガ、政府
ト致シマシテハ、今後來年ノ三月位マ
デニ大體六十億圓位ノ產業資金ヲ放出
スル必要ガアルノデハナイカ、ソレハ
色々銀行ノ今マデノ融資ノ狀況等カラ
推算致シマシテ、左様ナ計畫ヲ立テテ
居リマス、併シ實效ハ、ヤツテ見ナケ
レバ分ラナイ譯デアリマスガ、計畫ハ
左様ナ譯デアリマス、斯ウ御考ヘヲ願
ヒマス

ソレカラ資本金ヲ百億圓、拂込ヲ四
十億圓ニシマシタコト、ソレカラ之ヲ、
三箇年間ニ致シマシタコトハ、御承知
ニ於ケル特殊ノ金融ヲ行フノデアリマ
スカラ、大體是カラ三年程アレバ日本
ノ經濟モ常態ニ復スルダラウ、斯ウ云
フ見込デアリマス、此ノ百億圓ハ、是
デ或ハ足リナイカモ知レマセヌ、足リ
ナケレバ是ハ追加セザルヲ得ナイ、斯
ウ云フヤウナ譯デアリマス

ソレカラ所管省ノ問題デアリマス
ガ、是ハ色々々事務的ニ厄介ナコトデア
リマスガ、共管ト云フコトハ事務上種
種ナル不便ガアリマスガ、併シ又斯様
ナ一時的ナ臨時ノ特別ナ金融機關デア
リマスカラ、必ズシモ之ヲ大藏省ダケ
ガ所管ラス必要ハナシ、又實際商工
省等ニ十分ノ協力ヲ願ハナケレバナラ
ス譯デアリマスカラ、事務ノ簡素化ヲ
圖リマシテ、サウシテ大減、商工兩大
臣ノ所管ニ致サウト只今考ヘテ居リ
マス(拍手)

ソレカラ委員會ノ構成ノ問題デアリ
マスガ、是ハ御話ノヤウニ關係關係セ
ム、ソレカラ金融界ノ方カラノ人、其
委員ニ入りマスガ、其ノ他ハ產業界ノ
人、ソレカラ金融界ノ方カラノ人、其
ノ中ニハ中小企業ニ對シテモ十分ニ理
解ノアルヤウナ人ヲ加ヘテ委員ヲ構成
シヨウト今計畫シテ居リマス、此ノ委
員會ニ殆ド全部ノ權能ガアルト申シテ
モ宜イ位ナノデアリマス、大藏大臣、
商工大臣ノ監督下ニハアリマスルガ、

ソレカラ復興債券ハ、是ハ此ノ法律
ニモアリマスヤウニ、此ノ金庫自身ノ
新シイ事業ハ取敢ズ三年ト云フコトニ
ナツテ居リマシテ、短イモノデアリマ
ス、サウシテ結局豫算ニ全部貸付金モ

先般ノ説明ニモ申上ゲマシタヤウニ、
金融金庫ノ一般政策ハ、無論委員會ノ
決議ニ依ツテヤリマスガ、更ニ稍々大
口ノ貸出、或ハ特別ニ考慮ヲ要スルガ
如キ貸出ハ、總テ此ノ委員會ノ議ヲ經
テ行フコトニ致シタイト思ヒマス、之
ノヤウニ此ノ金融機關ハ、復興ノ時期
ニ於ケル特殊ノ金融ヲ行フノデアリマ
スカラ、大體是カラ三年程アレバ日本
ノ經濟モ常態ニ復スルダラウ、斯ウ云
フ見込デアリマス、此ノ百億圓ハ、是
デ或ハ足リナイカモ知レマセヌ、足リ
ナケレバ是ハ追加セザルヲ得ナイ、斯
ウ云フヤウナ譯デアリマス

ソレカラ普通一般金融機關トノ競争
ガ起ラナイカト云フ御話デアリマス
ガ、是ハ絕對ニ起ラナイト思ヒマス、
ギ得ルト確信シテ居リマス

ソレカラ金利其ノ他ノ條件デアリマス
ガ、是ハ可ナリ廣イ幅ヲ認メテ置キタイ
機關テは融資が出來ルカ出來ナイ
カ、ナゼ出來ナイカト云フコトヲ検討
マス場合ハ、必ズ其ノ前ニ普通ノ金融
機關テは融資が出來ルカ出來ナイ
カ、ナゼ出來ナイカト云フコトヲ検討
致シマシテ融資致スコトニ致シテ居リ
マスカラ、普通ノ金融機關ガヤツテ吳
レルヤウナ金融ハ、無論普通ノ金融機
關ニ、寧ロ金庫ノ方カラ御願ヒシテヤ
ツテ貰ハウト考ヘテ居ル次第デアリ
マス

ソレカラ貸付ノ査定等ノ方法デアリ
マスガ、是ハ從來斯様ナ機關ハ兎角査
定ニ暇取リマシテ、時期ニ間ニ合ハナ
イト云フ弊ガアツタノデアリマスガ、
是ハ今回ハ或ル程度ノ金額マダノ裁量
ハ各地方ノ窓口ニ與ヘマシテ、サウシ
タル條件ニ從ヒマシテ定メルノガ、今
日ノ金利狀態カラ言ハバ適當デハナイ
考ヘテ居ル譯デアリマス、サウシテ殊
ニ中小企業ナドニ付テハ、豫ナカラ問
題ガアリマスガ、經營其ノ他ニ付テ思
ハシクナイト云フヤウナ憂ヒガ今マデ
アツタノデアリマス、サウシテコトニ
對シテ指導ヲスルトカ、或ハ相談ヲ受
ケルトカ云フヤウナコトデ、親切ナ取
扱ヲスルヤウニシテ行キタイト考ヘテ
居リマス

ソレカラ復興債券ハ、是ハ此ノ法律
ニモアリマスヤウニ、此ノ金庫自身ノ
新シイ事業ハ取敢ズ三年ト云フコトニ
ナツテ居リマシテ、短イモノデアリマ
ス、サウシテ結局豫算ニ全部貸付金モ

ソレカラ中小企業、或ハ農村工業等
ニ付テハ、言フマデモナク中々難カシ
トガ出来ルヤウニ致シテ居ル積リデア
リマスカラ、貸付査定ノ爲ニ時間ガ非
常ニ遇レルト云フコトハ防ギ得ルト考
ヘテ居リマス、併シソレナラバ非常ニ
「ルーズ」ナ貸出ヲスルノデハナイカト
云フ心配モ亦起ル譯デアリマスガ、其
ノ點ハ是レ亦申シマシタヤウニ、主ナ
ルモノハ委員會ノ議ニ掛ケル、此ノ金
庫ノ理事長一人ノ裁量トカ、或ハ又大
蔵省トカ、商工省ノ勝手ナヤリ方トカ
云フモノハ許サナイコトニ致シテ置キマ
スカラ、左様ナ弊モ避ケ得ルモノト信
ジテ居リマス

ソレカラ監督ニ付キマシテハ、無論
大蔵省、商工省等ガ嚴重ニ監督ヲ致シ
マスガ、其ノ外ニ繰返シテ申上ゲマス
ソレカラ監督ニ付キマシテ、
ノ「デパート」ヲ作ル必要ガアラウト云
フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス
ソレカラ自身ノ中ニモ、或ハ其ノ専門
行動ヲ執リタイト考ヘマス、尙ホ金融
金庫ソレ自身ノ中ニモ、或ハ其ノ専門
ノ「デパート」ヲ作ル必要ガアラウト云
フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス
ソレカラ監督ニ付キマシテハ、無論
大蔵省、商工省等ガ嚴重ニ監督ヲ致シ
マスガ、其ノ外ニ繰返シテ申上ゲマス
ソレカラ監督ニ付キマシテ、
ノ「デパート」ヲ作ル必要ガアラウト云
フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス
ソレカラ監督ニ付キマシテ、
ソレカラ中小企業、或ハ農村工業等
ニ付テハ、言フマデモナク中々難カシ
トガ出来ルヤウニ致シテ居ル積リデア
リマスカラ、貸付査定ノ爲ニ時間ガ非
常ニ遇レルト云フコトハ防ギ得ルト考
ヘテ居リマス、併シソレナラバ非常ニ
「ルーズ」ナ貸出ヲスルノデハナイカト
云フ心配モ亦起ル譯デアリマスガ、其
ノ點ハ是レ亦申シマシタヤウニ、主ナ
ルモノハ委員會ノ議ニ掛ケル、此ノ金
庫ノ理事長一人ノ裁量トカ、或ハ又大
蔵省トカ、商工省ノ勝手ナヤリ方トカ
云フモノハ許サナイコトニ致シテ置キマ
スカラ、左様ナ弊モ避ケ得ルモノト信
ジテ居リマス

上ダルコトニナル、即チ政府ノ歳出ト

シテ貸付金ガ出ル譯デアリマス、此ノ復興債券ハ餘り長期ノモノヲ出ス必要

ハナイト考ヘテ居リマス、其ノ條件或

ハ類面ト云フヤウナモノハ、現在ノ日

本興業銀行ノ興業債券ニ大體準ジテ發

行スルノガ宜シト考ヘテ居ル次第デ

アリマス、ソレヲ何處へ賣ルカト云フ

問題デアリマスガ、是ハ中々難カシイ

コトデアリマス、例へバ日本興業銀行

ガ長期ノ興業債券ヲ發行スルト云フコ

トガアレバ、其ノ興業債券ヲ發行シタ

ソレニ依ツテ興業銀行ニ引受ケテ貰フ

ト云フコトモ出來マセウ、或ハ市中銀

行ニ、其ノ金融ノ狀況ニ依ツテハ引受

ケテ貰フコトモシタト思ツテ居リマ

ソレニ依ツテ興業銀行ニ引受ケテ貰フ

ハ資金ヲ大イニ融通シナケレバナラズ

ト云フ御論モ出テ來ル譯デアリマス、

デスカラ今ハ一面ニ於テハ資金ヲ融通

シナケレバ生産ガ興ラズ、併シナガラ

資金ヲ融通スレバ「インフレ」ニナルダ

ラウト云フ非難ガ起ル、是ハ譬ヘテ申

セバ、醫者ガ、何カ食物ヲヤラナケレ

バ助カラヌト云フ病人デアルガ、非常

ニ裏弱シテ居ルカラ、其ノ人ニ食物ヲ

ヤルニハ餘程注意シテ、其ノ容態又見

ナガラ食物ヲ漸次供給スルト云フノト

同ジコトデアツテ、今日ノ日本ノ經濟

界ハ公式論デハ出來マセス、デアリマ

スカラ、詰リ我々ハ此ノ經濟界ノ容態

ヲ見ナガラ適當ニ資金ヲ供給シ、其ノ

生産ヲ興シテ行クト云フ以外ニハヤリ

此ノ「インフレ」ハ、御話ノヤウニ非常

方ハナイト考ヘテ居リマス、要スルニ

役立ツト雖モ之ヲ固定シテ、サウシテ

資金ガドン／＼出ル、其ノ資金ガ賃

ガアリマシタガ、御話ノ中ニモアリマ

スヤウニ、今ノ日本ノ狀況ハ所謂普通

金、俸給ニナツテバラ撒カレルト云フ

コトニナレバ、而シテ一方生産財デナ

イ消費財ガ足リナケレバ、是ハ直チニ

テ云フ場合ニハ、已ムヲ得マセスカラ

日本銀行ニ一時立替ヘテ貰フト云フコ

トモ起ルノデアリマス

アトハ色々「インフレ」ニ付テノ御論

ガアリマシタガ、御話ノ中ニモアリマ

スヤウニ、今ノ日本ノ狀況ハ所謂普通

金、俸給ニナツテバラ撒カレルト云フ

コトニナレバ、而シテ一方生産財デナ

イ消費財ガ足リナケレバ、是ハ直チニ

テ云フ場合ニハ、已ムヲ得マセスカラ

日本銀行ニ一時立替ヘテ貰フト云フコ

トモ起ルノデアリマス

アトハ色々「インフレ」ニ付テノ御論

ガアリマシタガ、御話ノ中ニモアリマ

スヤウニ、今ノ日本ノ狀況ハ所謂普通

金、俸給ニナツテバラ撒カレルト云フ

コトニナレバ、而シテ一方生産財デナ

イ消費財ガ足リナケレバ、是ハ直チニ

テ云フ場合ニハ、已ムヲ得マセスカラ

日本銀行ニ一時立替ヘテ貰フト云フコ

トモ起ルノデアリマス

アトハ色々「インフレ」ニ付テノ御論

ガアリマシタガ、御話ノ中ニモアリマ

スヤウニ、今ノ日本ノ狀況ハ所謂普通

金、俸給ニナツテバラ撒カレルト云フ

コトニナレバ、而シテ一方生産財デナ

イ消費財ガ足リナケレバ、是ハ直チニ

テ云フ場合ニハ、已ムヲ得マセスカラ

日本銀行ニ一時立替ヘテ貰フト云フコ

トモ起ルノデアリマス

○國務大臣(膳桂之助君) 私ノ所管致

ニ付キマシテ事前ニ一々——何ト申シ

マスルカ一定ノ方針ヲ定メテ置クト云

フコトハ——如何ナル情勢ガ今

マスル色々ノ經濟上ノ變動、斯ウ云フ

ヤウナ變動ハ計畫的ニ豫見ノ出來ナイ

モノガ多々アルノデアリマス、即チ經

濟上ノ通常ノ現象ニ基クモノデモアリ

マス、又政府ノ計畫的ノ政策ニ基ク

現象デモアリマセヌ、全ク日本ノ戰後

シマスル經濟安定本部ノ關係ノアル

○膳長(山崎猛君)

北村德太郎君

五四三

フヤウナコトデアリマシタナラバ、右ノ手デ擬制資本ヲ否認シナガラ、左ノ本家ハ助カルカモ知レナイケレドモ、ナル（ヒヤク）括手）斯ウ云フヤウナコトヲヤツテ居タノデハ、一部ノ資本シナケレバナラヌ、關係當局ハ、苟クシヨナリズム」ノ弊ニ陥ルコトナク、最艱ナル使命感ニ基キ、一日モ早ク、モ繩張主義ヤ分捕主義、其ノ他「セクシヨナリズム」ノ弊ニ陥ルコトナク、國民ハ救ハレマセヌ、徒ラニ巷ニ大キク整理ノ「ラッバ」ヲ吹キ鳴ラシナガラ、事實ハ整理ヲシナイト同様ノ結果ニナリ、一時ヲ胡麻化スコトニナル譯デアリマス、（ヒヤク）此ノ點ニ關シマシテ石橋大藏大臣、膳國務大臣ヨリ御答辯ヲ得タイノデアリマス之ヲ要スルニ本法案ハ、現下我ガ國ノ實情ニ於テ其ノ成立ヲ急ガネバナラヌモノト信ズルノデアリマス、而モ本法ヲ生ミ出ス背後ニハ、國民ノ大キナ犠牲——全ク生々シイ血ヲ掉ルヤウナ犠牲ガ拂ハレテ、財界各般ノ戰爭贋罪的ナ大整理ガ行ハレ、之ニ伴フ此ノ復興金融金庫デアリマス、今後更ニ整理ノ進行ニ伴ヒマシテ、幾多ノ社會的、經濟的摩擦モ、日本經濟新發足ノ前ニハ忍バネバナラヌト思フノデアリマス、而モ本法ノ關スル所ハ、單ニ一大藏省ダケデハナク、最モ深ク商工省ト關聯シ、農林、運輸、厚生各省トモ交渉スル所ガ多イノデアリマス、隨テ產業政策ト金融政策トガ十分ニ「マッチ」シナケレバナラヌ、關係當局ハ、苟ク

又少シデモ多ク生産復興ガ實現スルヤウ
十分ノ協力ヲセラレネバナラヌコトヲ痛
感スルノデアリマス〔其ノ通り拍手〕
而モ事ノ性質上、敏速取敢ナル機動性
ヲ要スルコト又洵ニ切實ナノデアリマ
スカラ、苟クモ瀕死ノ病人ヲ前ニシ
テ、悠々ト醫學論ニ耽ルト云ツタヤウ
ナ愚カサニ墮シテハナラナイ、血ノ通
ツタ、分リノ宜機動性ヲ十分ニ發揮
スル要ガアルノデアリマス、資金ノ放
出ガ放漫ニ流レテハナラナイト同時
ニ、安全性ニ力ヲ入レ復興ギテ、復興生
産ノ機会ト意欲ト、又其ノ實現ヲ吼ム
ヤウナ結果ニ陥ルコトモ戒メネバナリ
マセス、或ハ金融金庫ノミノ成績ヤ安
全ニ注意ガ傾キ過ギテ、復興セシムベ
キ中小企業ヘノ融資ヲ濫ツタリ、資金
ノ回轉率ヲ重視シテ、事業ノ本質ヲ輕
視スルト云フヤウナコトガアツチハ、
此ノ復興金融金庫ハ本來ノ使命ニ反ス
ルコトニナル譯デアリマス、而シテ產
業政策ト金融政策トガ完全ニ融合シ
テ、眞ニ國家目的ニ副フ爲ニハ、關係
各省間ニ先ゾ眞ニ虛心坦懐ナ協力ガナ
ケレバナラヌ、「セクショナリズム」ヲ
完全ニ追放シテ、眞ニ協力態勢ヲ確立
スルコトガ、此ノ復興金融金庫シテ
國民ノ期待ニ副ハシムル第一ノ、又唯
一ノ途デアルト信ズルノデアリマス、
此ノ點ニ付テ私ハ特ニ政府當局ノ責任
ノアル答辯ヲ要求シタイノデアリマ
ス、之ヲ以テ私ノ質疑ヲ終リマス（拍

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕
○國務大臣(石橋湛山君) 北村君ノ御質問ヲ御答へ致シマス、日本ノ今後ノ産業構造ヲ建設スト申シマスカ、其ノ構圖ヲ必要トスルト云フコトハ、御説ノ通りデアリマス、但シ此ノ構圖ハ、極ク輪廓的ニハ「ボツダム」宣言ニ依ツテ其ノ輪廓ガ定メラレ、又其ノ後「ボーレー」大使ノ賠償ニ關スル聲明ニ依ツテ其ノ輪廓ガ定メラレテ居リマスカラ、自ラ其ノ行フベキ道ハハツキリシテ居ルト思ヒマス、其ノ中ニ於テ政府ハ其ノ構圖ヲ定メテ參りマス、隨テ此ノ金融金庫ガ如何ナル方面ニ如何ナル融通ヲスルカト云フコトモ、亦之ニ依ツテ自ラ定マルト考ヘテ居リマス、委員其ノ他ノ人選ヲ十分ニ氣ヲ付ケナケレバナラスト云フコトハ、是ハ申スマデモナク御説ノ通り政府セ共ノ心得デアリマス、ソレカラ御役所主義ヲ排斥シロト云フコトモ、同感デアリマス、其ノ積リデアリマス
其ノ次ニ「インフレ」問題ヲ北村君モ言ハレマシタガ、是モ先程青木君ノ御答ヘシタト同様デアリマシテ、一面ニ於テハ機動性ヲ以テ大イニ融通ヲ行クロト云フ要求ト同時ニ、又其ノ融通ニ依ツテ「インフレ」ガ起ルダラウト云フシガアル、其ノ間ヲドウ縫ツテ行クカデアリマス、尙ほ資材等ニ付テハ他ノ關係大臣カラ御答ヘスルト思ヒマス、國民貯蓄運動ヲ新シク見直シテ起セト云フコト、是モ私ガ屢々申上ゲマ

スマス、但シ是ハ、ナゼソレデハ愚圖異
圖シテ居ルカト言ハレルデアリマセウ
ガ、ソレニハ其ノ前ニ多少ノ工作ヲ
スルト私ハ考ヘテ居リマス、是モ屢々
申上ゲマシタガ、蠅ヲ此ノ部屋ニ放ツ
テモ逃ゲテ行ク、飯粒ヲ置ケバ自ラ蠅
ガ來ルト云フ、二宮尊徳ノ言葉ヲ想ヒテ
起スノデアリマス、飯粒ヲ置イテ蠅ガ
来ルヤウニシテ手ヲ打タナケレバ、時
蓄獎勵運動ヲ起シテモ、私ハ餘り效果
ガナイト思ヒマス、デアリマスカラ、
最近ノ色々ノ整理其ノ他ノ處置ヲ一體
講ジマシテ、強力ニ國民貯蓄運動ヲ起
サウト思ヒマス

○國務大臣(星島二郎君) 北村君ノ只
口當金庫運用ニ關スル御警告トシテ、
謹ソデ承リマス、洵ニ至レり盡セリノ
御諫メアリマシテ、殆ド私ハ同感ス
ル所デアリマス、殊ニ補償ノ打切り、
賠償ノ問題ニ依リマシテ、愈々大企業
ト云フモノハ日本カラ影ヲ沒スルヤウ
ナコトニナリマスノデ、今後日本ノ再
建ニハ、中小企業ヲ中心トシナケレバ
ナリマセス、ソレモ興ス爲ニハ、ドウ
シテモ今回ノ此ノ復興金庫ヲ十分ニ運
用シテ行キタイ、斯様ナ考ヘカラ、特
ニ罪罷ナ從來ノ金融機關デアリマセ
ヌカラ、大藏當局ト話合ツタ結果、是
ハ共管トシテ、何處モ産業本位ニ
之ヲ動カセテ行キタイ、斯様ナ考ヘ
ガ、自ラ如何ニ今後ノ運用ヲシテ行ク
カニ付キマシテノ方針ヲ物語ムテ居ル
ダラウト考ヘマス、爾今、本日ノ御警
告ニ對シテ十分之ニ意ヲ用ヒテ行キタ
イト思ヒマス(拍手)

ヲ欲シイノアリマス、從來ノ政策ガ

或ル企畫性ヲ持ツテ居ツタヤウニ見エ

マスルケレドモ、是ハ希望的ノ數字ヲ

集メタ企畫デアリマス、又或ハ腰ダ

メノ企畫デアリマス、斯クノ如キモノ

ハ宜シクアリマセス、是ガ爲ニ經

濟安定本部デハ、第一ノ基礎事業ト致

シマシテ、今統計調査ノ基礎的工作、

是モ準備デハアリマセス、既ニ人口ニ

關シマスル推計ノ統計ハ濟ミマシタ、

是カラ物資ノ需給其ノ他ノ基礎的ノ

研究ヲ續ケテ居リマス、此ノ上ニ各方

面ノ實際ノ知識、學問ヲ集メマシテ、

經濟安定本部ハ一箇年ノ中ニハ必ズオ

目ニ掛ケタイト存ジテ居リマス、只今

此ノ國際情勢ノ變化ノ激シイ間、殊ニ

日本ノ差當リノ經濟再建ニ付キマシテ

モ、賠償ノ範圍ハ大體ニ於テ分リマシ

タケレドモ、マダ確定シタモハ私共

ニハ分リマセヌ、又補償打切りノ影響等

ゴザイマシテ、是等ノ情勢ヲ見合ヒツ

ドウ及ボスカト云フコトハ、今直チニ

豫測ヲ確定シテ置クコトハ甚ダ危險デ

尙ホ其ノ次ニ賠償物資ノ補償ノ問題

デアリマスルトカ、或ハ今ノ評價ノ問

題ニ付キマシテハ、大藏大臣ノ仰セラ

テ居リマス

ハ、マダ問題ガ残ツテ居ルト思フノデ

アリマス、特ニ膳國務大臣ノ只今ノ御

答辯デハ、色々ナ書策ヲ一箇年位掛ツ

テヤルト云フヤウナ御答ヘデゴザイマ

シタガ、科學性アル綜合的ナ計畫實行

ニハ、餘リニ切迫シテ居ルト思フノデ

アリマス(拍手)私ハ相當意見ガゴザイ

テ打切りマス

在ノ日本ノ現状ハ、一箇年ノ時ヲ待ツ

ニハ、餘リニ切迫シテ居ルト思フノデ

アリマス(拍手)私ハ相當意見ガゴザイ

テ打切りマス

マスケレドモ、本日ハ此ノ程度デ質問

○議長(山崎猛君) 島田晋作君

〔島田晋作君登壇〕

○島田晋作君 私ハ日本社會黨ヲ代表

致シマシテ、只今上程サレテ居リマス

ル復興金融庫法案ニ付キマシテ、若

干ノ質問ヲ致シタイト存ズルノデアリ

マス、申スマダモナク此ノ復興金融金

庫法案ハ、軍需補償打切りニ伴フ、政

府ノ意圖スル財界整理方策ノ一環ヲナ

スモナデアリマスノデ、是ノミヲ切リ

タ意味ヲ持タマスノデアリマス、マダ是

財界整理ノ全體的構想ニ付テ先づ以テ

イト存ジマス

○北村徳太郎君 各大臣ノ御答辯ニ

ハ、マダ問題ガ残ツテ居ルト思フノデ

アリマス、特ニ膳國務大臣ノ只今ノ御

答辯デハ、色々ナ書策ヲ一箇年位掛ツ

テヤルト云フヤウナ御答ヘデゴザイマ

シタガ、科學性アル綜合的ナ計畫實行

ニハ、單一ノ機關ヲ設置シ、之ヲシテ

一切ノ適正ナ事實ヲ統合セシムルコト

ガ極メテ望マシイ、日本デハ軍需省ガ

アリマス(拍手)私ハ相當意見ガゴザイ

テ打切りマス

マスケレドモ、本日ハ此ノ程度デ質問

ヲ打切りマス

アリマス(拍手)私ハ相當意見ガゴザイ

テ打切りマス

マスケレドモ、本日ハ此ノ程度デ質問

ヲ打切りマス

アリマス(拍手)私ハ相當意見ガゴザイ

テ打切りマス

氏ハ、經濟安定本部ノ機能ニ付キマシテ、次ノヤウナコトヲ述ベラレテ居ル

一聯ノ財界整理法案ガ、具體的ニ如何

サウデアリマス、即チ日本經濟ノ復興

ヲ圖リ、健全ナ經濟計畫ヲ推進スル爲

ニハ、單一ノ機關ヲ設置シ、之ヲシテ

一切ノ適正ナ事實ヲ統合セシムルコト

ガ極メテ望マシイ、日本デハ軍需省ガ

軍需品ノ生產ニ強力ナ統制ヲ實施シテ

居タ、戰時中ヨリモ今日ヨソ健全ナ經

濟計畫ヲ必要トシテ居ル、經濟安定本

部が生産増強ト必需品ノ公平ナ配給ヲ

行フ爲メ、經濟統制ヲ有效ニ行使シ得

ル緊急對策機關トナルコトヲ希望ス

ル、斯ウ云ノデアリマス、又續ケマ

シテ、經濟安定本部ハ物資ノ生產、配

給、消費、勞力、價格、金融、輸送ノ

如キ國家經濟ニ對シ、基本方策ヲ樹立

スル責任ヲ有スルト共ニ、經濟問題ニ

關シテハ各省ノ行動ヲ統一監督スル權

限ヲ有スルトシテ居ルノデアリマ

ス、ソコデ私ハ先づ膳長官ニ質問致シ

タインデアリマス、經濟安定本部ハ日

本經濟復興ノ爲メ、一體如何ナル經濟

計畫ヲ持ツテ居ラレルカ、先程ノ御答

辯中ニバアリマシタケレドモ、大變抽

象的デアリマシテ、ドウモ具體的ニハ

計畫ヲ持ツテ居ラレルカ、先程ノ御答

辯ハナインカ、又一年後デナケレバ樹

テラレナインカ、又現ニ樹テ、居ル範

ノ運命ニ超然タル計畫樹立ノ

デアリマス、是デハ經濟安定本部ハ、

ナラバ、安定本部ノ機能ハ關係筋ノ暗

ク勤勞大眾ヲ中心トシタ、下カラノ盛

ラサンストスルモノハアリマセヌ、筋

肉勞動ト頭腦勞動トヲ間ハズ、眞ニ効

我々ハ此ノ生產ト金融ノ兩面ニ瓦ル再

組織化ヲ、決シテ上カラ天降リ的ニ齊

シ頗ル重大ナルコトヲ述ベテ居ルノ

デアリマス、私ハ之ヲ朝日新聞

談ニ於キマシテ、經濟再建ノ問題ニ關

シ頗ル重大ナルコトヲ述ベテ居ルノ

デアリマス、私ハ之ヲ朝日新聞

紙上デ拜見致シマシタガ、此ノ

中テ斯ウ云フコトヲ膳長官ノ申シ

トガ出來マセヌ、左様ニ御詫解願ヒタ

聯合軍總司令部、經濟科學部物價統

計割當課長ノ「W.S.エゲクヴィスト」

經濟安定本部總務長官タル膳長官ノ

ニ對シテ質問致シタイト存ズルノデア

リマス

現在與ヘラレ、或ハ與ヘラントスル

我ノ考ヘト致シマシテハ、日本經濟再

建ノ爲ニハ、生產ト金融ノ兩面ニ瓦ル

テ徹底的ナ整理ト最合理的ナ再組織

化ガ絶對ニ必要ト信ズルモノデアリマ

ス、之ヲ逆ニ申セバ、生產ト金融ノ兩

面ニ瓦ル整理ガ不徹底ナモノデアリ

又其ノ再組織化ガ舊態依然タル資本主

義的ナモノデアリマス、日本經濟ノ復

興ハ絶對不可能デアルト信ズルモノデ

アリマス(拍手)是レ即チ我々が民主的

ナ其艦ノ上ニ立ツ最高經濟會議ノ下

ニ、基本的ナ重要產業ノ國家管理乃至

國營、金融機關ノ全面的ナ國家管理、

眞ノ意味デアリマス、日本經濟再建ノ権

ナル「イズム」ヤ「イデオロギー」カラデ

ハナクシテ、日本經濟再建ノ権メテ現

代アリマス(拍手)併シ軍需品ノ供給

デアリマス(拍手)併シ軍需品ノ供給

ノ意思整理ヲ急ガネバラスカラ、安

定本部トシテハ、政府ガ既ニ決定シタ

ス、經濟安定本部ハ開店勿々マダ準備

ガ足リナイ、併シ軍需品ノ供給

ノ意思整理ヲ急ガネバラスカラ、安

定本部トシテハ、政府ガ既ニ決定シタ

ス、經濟安定本部ハ開店勿々マダ準備

十萬ノ離職者ガ出ルガ、労働者ガ企業整理ノ重要性ヲ認識セズ、唯解雇絕對反対ヲ唱ヘテ整理再建ニ協力シナイト云フヤウナコトデハ困ル」、又斯ウ言ツテ居リマス、「企業内部デ勞資双方ノ協議デ人員整理ガ決定シテモ、資本家側ノ力ガ弱イ爲ニ人員整理ガ妥協的ニナル惧レガ多イ、生産設備ニ適合シタ勞務調整ヲ確立スル必要上、政府トシテハ、斯ウ云フ不徹底ナ整理ハ認可出来ナイ、安定本部ハ各産業部門ニ付テ現在及ビ將來、大體此ノ位ノ労働者が必要デアリ、ソレ以上ハ整理スペキダト云フ合理的ナ基準ヲ數字的ニ決定

勤労者本位ノ企業整理或ハ產業合理化ニ付テハ、勤労者ハ寧ロ積極的ニ自律的ニ努力スル決意ト用意ト持ツテ居家側ノ力ガ弱イ爲メ、人員整理ガ妥協的ニアル處ガ多イト觀測シテハ、斯ウ云フ不徹底ナ整理ハ認可出来ナイ、安定本部ハ各産業部門ニ付テ現在及ビ將來、大體此ノ位ノ労働者が必要デアリ、ソレ以上ハ整理スペキダト云フ合理的ナ基準ヲ數字的ニ決定

勤労者本位ノ企業整理或ハ產業合理化ニ付テハ、勤労者ハ寧ロ積極的ニ自律的ニ努力スル決意ト用意ト持ツテ居家側ノ力ガ弱イ爲メ、人員整理ガ妥協的ニアル處ガ多イト觀測シテハ、斯ウ云フ不徹底ナ整理ハ認可出来ナイ、安定本部ハ各産業部門ニ付テ現在及ビ將來、大體此ノ位ノ労働者が必要デアリ、ソレ以上ハ整理スペキダト云フ合理的ナ基準ヲ數字的ニ決定

勤労者本位ノ企業整理或ハ產業合理化ニ付テハ、勤労者ハ寧ロ積極的ニ自律的ニ努力スル決意ト用意ト持ツテ居家側ノ力ガ弱イ爲メ、人員整理ガ妥協的ニアル處ガ多イト觀測シテハ、斯ウ云フ不徹底ナ整理ハ認可出来ナイ、安定本部ハ各産業部門ニ付テ現在及ビ將來、大體此ノ位ノ労働者が必要デアリ、ソレ以上ハ整理スペキダト云フ合理的ナ基準ヲ數字的ニ決定

勤労者本位ノ企業整理或ハ產業合理化ニ付テハ、勤労者ハ寧ロ積極的ニ自律的ニ努力スル決意ト用意ト持ツテ居家側ノ力ガ弱イ爲メ、人員整理ガ妥協的ニアル處ガ多イト觀測シテハ、斯ウ云フ不徹底ナ整理ハ認可出来ナイ、安定本部ハ各産業部門ニ付テ現在及ビ將來、大體此ノ位ノ労働者が必要デアリ、ソレ以上ハ整理スペキダト云フ合理的ナ基準ヲ數字的ニ決定

リマス、是ハ極メテ「ルーズ」ナ見解デ

アリマシテ、從業員ノ首切りニハ今大

ダントラ振リ廻ハス勇敢ナル膳長官

デアリマスガ、事、金融資本家ヤ產業

資本家ノ懷ロニ直接影響スル企業資產

ノ評價ノ段ニナルト、斯様ニ曖昧模糊トナリ、少シモモ時ヲ稼ガウト云フ餘

リニ、「インフレ」ノ昂進ヲ豫定シ、時

ヲ稼グコトニ依ツテ、補償打切りニ依

葉デハナカラウカト私考ヘテ居リマ

ス、斯カル挑發的ナ言辭ニ對シテハ、

我々勤労大衆ハ斷乎抗争スルコトヲ改

メテ茲ニ宣旨スルノデアリマス(拍手)

人員整理ノ合理的ナ基準ハ、政府ヤ資

本家ノ一方のナ判断デ決定サルベキ性

質ノモノデハアリマセス、是ハ前申シ

マシタ日本經濟全體ノ徹底的整理ト再

組織化ノ見地カラ、民主的ニ決定サレ

ルベキモノノダト思フノデアリマス、然

定本部ノ經濟計畫、或ハ經濟表ト云ツ

タ基本的ナモノガアルナラバ、之ヲハ

ツキリ茲ニ示シテ質ヒタイシ、持合セ

ガナイナラバ、經濟安定本部ト云フモ

ノハサレデ宜イモノカドウカ、斯ウシ

タ點ヲ膳國務大臣カラ明確ニ答ヘテ戴

キタイノデアリマス、又之ニ關聯シマ

シテ、先程ノ人員整理其ノ他ニ關シマ

シテ、河合厚生大臣カラモ御見解ヲ承

ト云フ風ニ逃ゲテ居ルノデアリマス、

所ガ此ノ評價委員會ナルモノハ、民間

タイト、一應天下ノ輿論ヲ尊重シナガ

ラモ、最後ノ決定ハ評價委員會デ行フ

ト云フ風ニ逃ゲテ居ルノデアリマス、

シテ居リマス、徹頭徹尾資本家的ニアリコトヲ痛感シタノデアリマス(拍手)

此ノ人物ノ考ヘ方ハ洵ニハツキリ

アル人物ノ、面目躍如タルモノガ

アルコトヲ痛感シタノデアリマス(拍手)

此ノ人物ノ考ヘ方ハ洵ニハツキリ

アルコトヲ痛感シタノデアリマス(拍手)

樂觀的ナ見解ヲ持ツテ居ラレルノデア

リマス、大藏大臣ハ、現在ノ通貨數量ガ

大體「マキシマム」ニ達シテ居ルト述べ

テ居ラレマス、大藏大臣ハ寧ロ「デフ

レ」化ヲ惧レテ居ル、即チ斯ウ云フ

員整理ガ妥協的ニナル處ガ多イト觀測

シテ居リマスガ、如何ニ資本家陣營ノ

葉デハナカラウカト私考ヘテ居リマ

ス、斯カル挑發的ナ言辭ニ對シテハ、

我々勤労大衆ハ断乎抗争スルコトヲ改

メテ茲ニ宣旨スルノデアリマス(拍手)

人員整理ノ合理的ナ基準ハ、政府ヤ資

本家ノ一方のナ判断デ決定サルベキ性

質ノモノデハアリマセス、是ハ前申シ

マシタ日本經濟全體ノ徹底的整理ト再

組織化ノ見地カラ、民主的ニ決定サレ

ルベキモノノダト思フノデアリマス、然

定本部ノ經濟計畫、或ハ經濟表ト云ツ

タ基本的ナモノガアルナラバ、之ヲハ

ツキリ茲ニ示シテ質ヒタイシ、持合セ

ガナイナラバ、經濟安定本部ト云フモ

ノハサレデ宜イモノカドウカ、斯ウシ

タ點ヲ膳國務大臣カラ明確ニ答ヘテ戴

キタイノデアリマス、又之ニ關聯シマ

シテ、先程ノ人員整理其ノ他ニ關シマ

シテ、河合厚生大臣カラモ御見解ヲ承

ト云フ風ニ逃ゲテ居ルノデアリマス、

所ガ此ノ評價委員會ナルモノハ、民間

タイト、一應天下ノ輿論ヲ尊重シナガ

ラモ、最後ノ決定ハ評價委員會デ行フ

ト云フ風ニ逃ゲテ居ルノデアリマス、

シテ居リマス、徹頭徹尾資本家的ニアリコトヲ痛感シタノデアリマス(拍手)

此ノ人物ノ考ヘ方ハ洵ニハツキリ

アルコトヲ痛感シタノデアリマス(拍手)

實ニ即シナイ、寧ロ希望的ト稱スベ

キ「インフレ」前途觀ニ立ツテ、色々ナ

財政金融經濟施策ヲヤラレタノデハ、

我々勤労大衆ハ洵ニ迷惑千萬ト言ハザ

ルヲ得ナイノデアリマス(拍手)我々ノ

考ヘデハ、今回ノ財界整理案ヲ此ノ儘

ニ仕放シニシテ置ケバ、「デフレ」化ド

コロカ、「インフレ」ノ再昂進ハ避ケ難

イト思フノデアリマス、而シテ其ノ結

果ハドウナルカト申セバ、勤労大衆ノ

生活ハ愈々窮迫シ、其ノ反面資本家

ハ、時價主義ヲ原則トスル資產再評價

ノ値上リニ依ツテ、企業整理ハ上ツ面

ダケデ、場合ニ依ツテハ赤字ドコロカ

黒字ニナルモノモ出テマセウ、假ニ

個々ノ事業家トカ、銀行ノ經理ハ結局

赤字ニナルト致シマシテモ、金融資本

或ハ產業資本全體トシテ考ヘレバ、少

シモ痛クモ痒クモナイ整理ニ終ル危險

ガ十分ニアルノデアリマス、隨て資本

的整理方式トシテハ巧妙ナモノカモ

「インフレ」ガ昂進シタナラバ、「ノミナル」ナ生産ハ殖エルデアラウガ、縮小アリマシテ、是デハ日本經濟ハ、再建ドコロカ、二度ト再ビ立テナクナルヨトヲ覺悟シナケレバナラナイノデアリマス、假ニ財政上ノ國庫支出ノ面ヲ抜キニ致シ、整理途ニ於ケル金融機關ノ追加的信用ノ面ノミヲ考ヘマシテモ、「インフレ」ノ再昂進ハ必至デアリマス、現ニ此ノ復興金融金庫法案ニ依ル復興金融金庫ノミデモ、百億圓ノ新資金ガ放出サレル、又一般ノ金融機關ニ付テモ、第一封鎖預金ト預貯金合計、總額約二千四百億圓ノ中ノ七割七分、千八百四十億圓ト云フ巨額ナモノトナツテ居ルノデアリマスカラ、此ノ潜在通貨ガイツ何時顯現シテ通貨膨脹ノ促進シナイトモ限ラヌノデアリマス、少クトモ先般ノ金融緊急措置令ヲ改正ハ、通貨膨脹ノ抑制トナラナイノデアリマス、況ヤ財政支出ニ付テ言ヘバ、今後出ル所ノ巨額ノ追加豫算ヲ考ヘルダケデモ、「インフレ」促進ノ傾向ヲ助長スルコトハ明白デアリマス、ト云フモノハ、強チ架空ノ豫想トハ片テ、物價ノ騰勢ヲ若干停滞サセテ居リマスガ、來春ノ通貨發行高一千億圓說最近食糧事情ノ好轉ノ氣構ヘガアツ考ヘラレナインデハナイカト思ヒマス、サウナツテハ如何ニ大藏大臣ガ新ノ再封鎖ヲセヌトカ、或ハ新々圓ヲ

作ラストカ言明サレテモ、新圓ヘノ危
惧ノ念ハ驅逐出來ナイノデアリマス、
以上ノ點、新圓「インフレ」ノ見透シニ
付テ石橋大臣ノ責任アル答辯ヲ伺
ヒタインデアリマス

第二點ハ、先般ノ金融緊急措置令施
行細則ノ改正ニ付テデアリマスガ、當
時我ガ黨ノ聲明シタヤウニ、一世帶一
銀行毎ニ一萬五千圓乃至三萬二千圓ヲ
第一封鎖トスル建前、アレハ何ト言ツ
テモ不當デアリ、不公平デアリマス、
是ハ既ニ輿論トナツテ居リマスシ、又
自由黨ヤ進歩黨ノ諸君ハ、大多數ハ同
感デアラウト考ヘルノデアリマス、是
ハ宜シク金融手帳一本ニ改ムベキデアリ
マス、大體一口一萬五千圓以トノ預
金者ガ、口數ノミナラズ金額ニ於テ、
總預貯金額ノ大部分ヲ占メテ居ルト云
フコトハ、常識上信セラレナヨコトデ
アリマシテ、是ハ大口預金者ノ小口分
散ガ、豫想外ニ巧妙ニ行ハレタ證據ダ
トトハ言フノデアリマス、此ノ際「イン
フレ」抑制ノ點カラ見マシテモ、即
時同令ノ施行細則ヲ再ビ改正シマシ
テ、小口分散ニ依ル不當利益ヲ防止ス
ベキデアルト考ヘマス(拍手)此ノ點大
藏大臣ハ、輿論ニ從ツテ、再改正ノ意
思アリヤ否ヤ、是モ率直ニ答辯サレタ
イノデアリマス

第三點、是ハ本復興金融金庫法案自
體ニ付テノ若干ノ質問デアリマス、第
一二本法案ヲ通讀致シマシテ、最モ重
大ト考ヘラレル一ツハ、復興金融委員

會ノ機能ト構成デアリマス、此ノ點ハ先程モ多少觸レラレテ居リマシタガ、此ノ委員會ニ關スル規定ハ總テ勅令ニ讓ラレテ居リマスガ、傳ヘラレル所ニ依リマスト、此ノ委員會ノ構成分子中ニハ、國民ノ代表タル衆議院議員カラ居一人モ豫定サレテ居ナイト聞イテ居マス、况ヤ勞働者ヤ農民ヤ中小商工業者ノ代表ノ選出ハ、夢ニモ考ヘラレテ居ナイノデアリマス、ドウ云フ意味デ衆議院議員カラノ選出ヲ致ス意思ガナリアルカ、理由ヲハツキリシテ皆ヒタク、又復興金融委員會ガ復興金融金庫ノ運用ニ關シテ占メル地位ノ重要性カラ考ヘマシテ、此ノ運用委員會ハ眞ニ民主化シタモノニスル、ソニ付テハ今言ツタ衆議院議員、或ハ勞働者、農民或ハ中小商工業者ノ代表ヲ入レル、斯ウ云フ意思ガ大藏大臣ニアルカドウカ、是モ伺ヒタク、是ハ又獨り復興金融委員會バカリデナク、復興金融庫自體ノ人的構成ニ於キマシテモ、大藏大臣ハ豫算總會ニ於キマシテ産業人モ包含シタイト述べテ居リマスガ、此ノ産業人ト云フ概念ハ、所謂產業資本家ノミナラズ、技術者ヤ勞働者ヲ含メタ意味デナケレバ、本當ノ意味ノ産業人ト言ヘナイト思フノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテモ大藏大臣ドウ云フ風ニ御考ヘニナツテ居ルカ、ハツキリシテ戴キタイト思ヒマス、第二ニ中小商工業者ノ資金融通ノ點デアリマス、此ノ點ニ付キマシテモアリマスガ、本法第一條ニモアリマスルヤウニ、

「復興金融金庫は、經濟の復興を促進するため必要な資金で他の金融機關等から供給を受けることが困難なものも供給することを目的とする。」斯くて明記サレテ居リマスカラ、中小商工業者、特ニ戰災ニ遭ツタ人々ニ對シテ、擔保ノ有無ニ拘ラズ、十分ニ必要ナル資金ヲ供給スル必要ガアルト考ヘマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ本法案ニ特別ノ規定ガアリマセヌガ、政府トシマシテ、何等カノ形デ中小商工業者ニ、優先的ニ資金融通ヲ保證スル意思ガアルカドウカ、是モ伺ヒタイノデアリマス、第三ニ、本金庫カラノ貸付ハ、只今申シマシタヤウニ特別ナモノニアリマスカラ、場合ニ依ツテハ回収不能ニ陥ル場合ガアルト思ヒマス、其ノ時ニ政府トルシテハ如何ナル對策デ行クノカ、又貯蓄圓ノ資金ガ不十分な場合ハ、必要ニ應ジテ政府ハ増資スル意圖ヲ持ツテ居ルカドウカ、第四ニ、本法第十七條ノハ、復興金融金庫ハ設立ノ日カラ三年ヲ經過シタ後ハ新規ノ業務ハ出來ナイトアリマス、是ハ略々三年程度デ財界整理ガ終了スルト云フ政府ノ見透シニ立ツモノト理解サレマスガ、先程モ大蔵大臣ガ之ニ付テ一言サレマシタガ、是ハ具體的ニ如何ナル根據ニ基ク豫想デアルカ、此ノ點モ明確ニ伺ヒタイノデアリマス、第五ニ本法ノ金融金庫ト云最モ密接ナ關係ニアリマス日本興業銀行、日本勸業銀行ノ合併ハ云々ト云フ意

向ガ政府ニアリマスカドウカ、又本
庫ト興銀トノ關係ハ將來ドウナツテ行
クカ、然全關係ガナクナツテ行クノカ、
關係ガアルノカ、斯ウ云フ點ニ付テデ
アリマス

大體私ノ質問ハ以上デ盡キマス、要
スルニ財界整理ノ基礎トシテノ經濟計
畫ノ全貌ト云ノヤウナモノ、又企業整
備ニ關スル新聞記者團トノ會見談、之
ニ付キマシテ監國務大臣ノ御答辯ヲ煩
ハシタイ、又之ニ關聯シハシテ河合厚
生大臣ノ御答辯、又時價評價ノ問題ニ
付キマシテハ、大藏大臣カラ改メテ御
答辯ヲ戴キタイト思ヒマス、最後ニハ
「インフレーション」問題、又金融緊急
措置令ノ再改正ヲスル意思ハナイカド
ウカ、ソレカラ只今申シマシタ復興金
融金庫法ニ關スル五ツノ問題、之ニ付
テ率直明快ナル御答辯ヲ煩ハシタイト
思ヒマス、私ノ質問ハ之ヲ以テ終リマ
ス(拍手)

〔國務大臣膳桂之助君登壇〕

○國務大臣(膳桂之助君) 島田君ノ御
質問ニ御答へ申上ゲマス、先づ最初ノ
御質問ハ經濟安定本部ノ是カラノヤリ
方ト言ヒマスカ、仕事ノ仕方ニ付テノ
御尋ネノヤウデアリマスカラ、暫ク其
ノコトニ付テ申上ゲマス、經濟安定本
部ノ使命、是ハ先程御朗讀ナサレマシ
タヤウナ經緯モアルヤウデアリマス、
官制ニ依リマスルト、經濟安定本部ハ
生活竝ニ生產物資ノ生產配給、又物價、
金融、輸送、勞務等ニ關シマスル經濟

ノ再建ニ必要ナ國家ノ根本方策ノ樹立ト云フコト、是等ノ問題ニ關係ノアリマスル各省ノ事務ノ統一及ビ其ノ事業ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ニ命ゼラレタコトデアリマシテ、積極的方面ト消極的方面ト持ツテ居リマス、消極的方面ノコトハ暫ク申上ゲマセヌ、積極的ノ方面ニ付キマシタコトハ、私共ノ今計畫シテ居リマスルモノハ、根本ノ方策ト應急ノ對策デアリマス、先程一年内ニト申上ゲマシタコトハ、其ノ根本ノ方策デアリマス、先程申上ゲマシタ通り、我ガ國ノ人口及ビ原料等ノ關係、又輸出入等ノ豫想、是等ヲ數學的、科學的基礎ノ上ニ見極メマシテ、尙ホ補償打切り或ハ賠償設備ノ撤去等ニ依リマスル國內ノ經濟ノ變動ヲモ見極メマシテ、是等ノ現實ナル基礎及ビ將來ノ見透シノ上ニ、國ノ進行クベキ經濟ノ再建方策如何ヲ樹立シテ御答へスルノガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六百年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サレマシテ、茲ニ新シ平和日本ノ確立ノ構想ガ行ハレルノデアリマス、若シ私ガ就任一箇月ニモナラナイ此ノ席ニ於キマシテ、斯クノ方策、斯ク

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ニ命ゼラレタコトデアリマシテ、積極的方面ト消極的方面ト持ツテ居リマス、消極的方面ノコトハ暫ク申上ゲマセヌ、積極的ノ方面ニ付キマシタコトハ、私共ノ今計畫シテ居リマスルモノハ、根本ノ方策ト應急ノ對策デアリマス、先程一年内ニト申上ゲマシタコトハ、其ノ根本ノ方策デアリマス、先程申上ゲマシタ通り、我ガ國ノ人口及ビ原料等ノ關係、又輸出入等ノ豫想、是等ヲ數學的、科學的基礎ノ上ニ見透シノ上ニ、國ノ進行クベキ經濟ノ變動ヲモ見極メマシテ、是等ノ現實ナル基礎及ビ將來ノ見透シノ上ニ、國ノ進行クベキ經濟ノ再建方策如何ヲ樹立シテ御答へスルノガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サレマシテ、茲ニ新シ平和日本ノ確立ノ構想ガ行ハレルノデアリマス、若シ

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サレマシテ、茲ニ新シ平和日本ノ確立ノ構想ガ行ハレルノデアリマス、若シ

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サレマシテ、茲ニ新シ平和日本ノ確立ノ構想ガ行ハレルノデアリマス、若シ

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サレマシテ、茲ニ新シ平和日本ノ確立ノ構想ガ行ハレルノデアリマス、若シ

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サ

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サ

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サ

ノ監査、促進ト云フヤウナコトガ、經濟安定本部ノ第一番ノ役目デアリマス、但シ二千六年、國民ガ理想ヲ以テ打樹テ來タ共ノ理想ガ、中頃ニシテ誤レルコトヲ發見シマシテ、此ノ敗殘日本ノ有様デアリマス、從來ノ色々者ヘガ拂拭サ

ニ就ケルコトハ十分ニヤラナケレバナ
ラヌケレドモ、一時ノ其ノ力ノ壓迫ノ
爲ニ、若シ本當ニ業界ヲ一度綺麗ニ、
此ノ前總理大臣ノ聲明ニアリマシタス
ツキリシタ姿ノ産業ニシナケレバ、何
ノ爲ニ是ダケ大駆ギシタ企業整備ダケ
分ラナクナルカラ、ソコデ其ノ際ニハ
或ハ冷酷ト云フコトデハアリマセヌケ
レドモ、詰リ一ソノ日ヲ瞑ルベキ統毛モ
アルデアラウ、其ノ斷ノ標準ハドウカ
ト云フ御尋不モアリマシテ、私ガ決メ
ルベキデハナイガ、要スルニ是ハ合理的
的ニ其ノ事業ヲ將來使フ場合、或ハ何
割カ必要ナ人ヲ残スデアラウ、或ハ又
勞働時間其ノ他ノ企業ノ適正化ヲ圖ル
場合ニ考慮スル點モアルデアラウ、併
シ唯力ニ壓迫サレテ、ソレデ本當ニス
ツギリシタ姿ニスベキモノシナカツ
タナラバ、又モウ一度企業整備ト云フ
コトガ起キタナラバ、是ダケ大キナ國
民ノ犠牲ニ於テヤルモノガ意味ヲナサ
ナクナル、斯ウ云フヤウナ意味ヲ申上
ゲタ積リデアリマス、恐ラク今御讀上
ゲニナソタ新聞ノ中ニ、其ノ全部ハ載
書イテアルト思ヒマス、所ガ其ノ點ヲ
ノ問題ニ付テハ組合ト協議スルトカ、
或ハ經營協議會ト云々ト云フコトハ必ズ
讀マナイデ、何カ知レマセヌケレドモ、
モ、非常ニ刺戟的ニ聞エル點ダケタ御

讀、下サル、ソレハドウカ堪忍シテ下
サイ、私共ハ誠心誠意、如何ナルコト
ニ付キマシテモ本當ノコトヲヤリタイ
ト思フノデアリマスカラ、ドウゾ部分
的ノ片言斐句ヲ讀ンデ私ヲ非難シテ下
サルコトハ、平ニ御容赦アランコトヲ
御願ヒ致シマス（拍手）

〔國務大臣河合良成君登場〕
○國務大臣(河合良成君) 只今ノ島田
君ノ私ニ對スル御質問ハ、軍需補償打
切リ二年、(後略)三財ノ一日可シ

セリニ件ノ企業整理ニ對シテ如何ナル
勞働政策ヲ執ルカト云フヤウナ點ニア
ソタト思ヒマスカラ、其ノ意味ニ於テ
御答へ致シマス

ソレデ此ノ具體的ノコトニ付キマシ
テハ、各關係方面ト協議ラシテ居リマ
ス、ソノデ出來レバケ早ニ幾晉ニ公テ

具體的ナコトヲ申上ゲル積リテ居リマス、唯極ク抽象的ノ氣持ヲ申上ゲマスト、先づ第一番ニ近イ将来ニ於テ企業

ガ勃興スルダラウト思フ方面ノ整理ハ、成ベク少シ残シテ置イテ與レト云フ積リデアリマス、ソレカラ時間短縮ヲ生

産ニ支障ノナイ限り考ヘタイ、殊ニ資
材燃料ガ許セバ從業員ノ交替制モ採ツ
テ欲シイ、具體的ナ整理案ニ付テ勞働

組合ノ意見ヲ徵シテ貰ヒタイ、經營協議會モアル時ニハ出來ルダケ之ヲ善用

活用シテ欲シイ、ソレカラ勞働組合ノ
指導者デアルト云フ故ヲ以テ解雇ヲシ
テハイカヌ、出來ルダケ合理的ノ方法

デ整理方針ヲ進メテ欲シイ、ソレカラ
解雇手當ナドノ問題ニ付テハ、規定ノ

アルモノハ規定ニ依ルガ、規定ノナイソレカラ九月、十月、十一月、アタリノ賃金ダトカ、俸給ナドノ支拂ニ困ル事業會社ガアルカモ知レヌカラ、サウ云フ方ニ對シテハ復興金融金庫等デ融通ヲスル、ソレカラ解雇手當ノ最小限度ヲ拂フコトガ出來ヌヤウナモノハ、政府デ融通ノ方法ヲ講ズルト云フヤウナ線ニ沿ヒマシテ、只今具體的ノ問題ヲ解決シツ、アルノデアリマス、ソレデ近イ中ニ解決ヲシマシタナラバ、又申上ゲル機會ガアラウト思ツテ居リマス(拍手)

ス、ソレカラ序ニ最近ノ通貨ノ増發が
非常ニ多イト云フノデ、「インフレ」
ト言ハレル、是ハ通貨ノ多イト云
フコトヲ「インフレ」ト呼ベバ、其ノ
通リデアリマスガ、案外物價ハ躍著イ
テ居ルヤウニ見エマス、ト云フノハ、
テ

東京露店市場ノ物價指數アリマス
ガ、二月末ガ一九、是ハ二月十四日
ヲ一〇〇ニシタモノデアリマスガ、二

月二十七日田代が一番高かつタヤウテア
リマシテ、約一二〇デアツタモノガ、
六月ノ末ハ八二・五、詰リ八三足ラズ
デアリマス、八月一日カラハ御承知ノ

ヤウニ露店市場ト云フモノハ一應廢メ
マシタカラ、後ハ分リマセヌ、是ハ又
則ア指故アリマスカラ、今ノニ、繕

別に才媛アラリーナが、今ハノハ裏
ガリマセヌガ、三月十四日ヲ一〇〇ニ
シマシテ、七月三十一日ニハ一〇一・
八、約一〇三、三%上ツテ居リマス、

併シナガラ六月末ニ比較シマスト二%
下ツテ居リマス、サウ云フ風デ、案外
自由市場ニ於ケル物貿ハ落著イテ居ル

ソレカラ次ニ擬制資本ノ整理ヲ徹底的ニヤラナケレバナラヌト云フヤウナヤウニ見エマス

御質問デアツタヤウニ思ヒマスガ、ソ
レハ出來ルダケ整理シタラ宜シイト思

ヒマス、但シは必スシモ「インフレ」
對策ニハナラナイト云フコトダケハ申
上ゲテ置キマス、ト云フノハ、擬制資

本ノ整理ハ全體ノ物價水準ハ下ゲマ
ス、併シナガラ生産ガ興ラナイ限り

ハ、其ノ上ニ更ニ物價ガ騰貴スルト云
フコトハ必然デアリマスカラ、是ハ單
ニソレダケデ所謂「インフレ」ガ終熄ス
ルト思ウテハ間違ヒト私ハ考へマス
ソレカラ金融措置令ノ改正デアリマ
スガ、是ハ此ノ間措置令ノ施行規則ヲ
改正致シマシタガ、ソレヲ改メテ改正
スル意圖ハアリマセヌ、ソレカラ今度
ノ金融金庫ノ委員會ニ議員ヲ入レルカ
ト云フヤウナ御質問デアツタヤウデア
リマスガ、是ハ入レマセヌ、私ハ委員
會ハ成ベク議員中心デヤルト云フ方針
デ、サウ云フ風ニ願ヒタイト思ツテ居
リマスガ、是ハ特ニ金融ニ關スルモノ
デ、政治面ト切放スト云フ必要ヲ認メ
マシタ爲ニ、特ニ議員トシテ議員ノ諸
君ヲ煩ハサナイ積リテアリマス、ソレ
カラ中小企業ノ金融ニ付テ何カ特別ノ
處置ガアルカト云フ御尋ネデアリマス
ガ、是ハ先程モドナタカノ御質問ニ對
シテ申上ダ通り、中小企業ト云フモ
ノニ付テハ特ニ注意致シ、ソレニ付テ
必要ナ何等カノ處置ヲ講ズル積リデア
リマス、ソレカラ百億圓ノ資本ヲ尙ホ
増資スルコトガアルカト云フ御尋ネダ
ツタト思ヒマスガ、是モ先程ドナタカ
ニ申上ダタト思ヒマスガ、必要ガアレ
バ百億圓ヲ更ニ増シマス、ソレカラ三
年ノ期限ノコトハ、是レ亦先程御答ヘ
致シマシタガ、大體三年程度デ、一應經
濟界ノ整理ガ済ミ、安定ヲスルモノト
見越シテ居ル譯デアリマス、ソレカラ

フコトガ新聞ニ出テ居ル、私モ今朝デアリマシタカ、昨日デアリマシタカ、何カノ新聞デ見マシタガ、全然左様ナルカト云フ關係ニ金融金庫ト興業銀行トドウ云フ關係ニアルカト云フ御尋ネデアリマスガ、是ハ全然別物デ、獨立シタモノデアリマス、無論興業銀行アタリノ窓口ハ使フ、勸業銀行ノ窓口モ使フ、或ハ其ノ人モ使ハナケレバナラヌコトハ當然起モノデザイマス(拍手)。

○島田晉作君 只今三大臣ノ御答辯ヲ伺ヒマシタガ、大體豫想通り不満足ナリマスガ、全然別個ノ機關トシテ作ルモノデザイマス(拍手)。

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日本産業復興ニ對スル根本的立場デアリマス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、先程モ色々同僚各位ヨリ御質問ガアリマスアリマセヌガ、決シテ私ハ言葉尻ヲ取ツテ言シタノデアリマス、アノ朝日新聞ノ記事ノ大半ヲ私ハ引用シタノデアリマス、其ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、ソレカラ大藏大臣ノ御答辯中ニ、テ裏メタ後ニハ第三番目ノ「インフレ」答辯ナリマス、殊ニ膳長官ノ御答辯ハ、ソレカラ大藏大臣ノ御答辯中ニ、私ガ大藏大臣ノ「インフレ」論ヲ分析シテ居ルノデアリマス、今后政府ハ本年政策ハ打切ルモノデハナイ、打切ラナイト言ツタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ出テ居リマシテ、私ハアレハ自後ノ機會ニ質疑ヲ譲リマシテ、今日ハ是デ打切りマス。

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、

シヨン」政策ニ依ル復興デアルト思フ

ノデアリマス、去ル三月ニ執ラレマシ

タ緊急金融非常處置ニ致シマシテモ、

一時ハ確カニ「インフレーション」ノ速

度ヲ鈍化致シマシタガ、其ノ後六箇月

度ノ改正豫算ニ依ル五百六十億圓、數

百億ニ達セント豫定サレテ居リマスル

追加豫算、是等ニ依ル財政ノ支出ト云

フモノハ、「インフレーション」ニ益ミ

ヒタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ

出テ居リマシテ、私ハアレハ自

ガ此ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、他ハ

是デ打切りマス

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、

シヨン」政策ニ依ル復興デアルト思フ

ノデアリマス、去ル三月ニ執ラレマシ

タ緊急金融非常處置ニ致シマシテモ、

一時ハ確カニ「インフレーション」ノ速

度ヲ鈍化致シマシタガ、其ノ後六箇月

度ノ改正豫算ニ依ル五百六十億圓、數

百億ニ達セント豫定サレテ居リマスル

追加豫算、是等ニ依ル財政ノ支出ト云

フモノハ、「インフレーション」ニ益ミ

ヒタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ

出テ居リマシテ、私ハアレハ自

ガ此ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、他ハ

是デ打切りマス

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、

シヨン」政策ニ依ル復興デアルト思フ

ノデアリマス、去ル三月ニ執ラレマシ

タ緊急金融非常處置ニ致シマシテモ、

一時ハ確カニ「インフレーション」ノ速

度ヲ鈍化致シマシタガ、其ノ後六箇月

度ノ改正豫算ニ依ル五百六十億圓、數

百億ニ達セント豫定サレテ居リマスル

追加豫算、是等ニ依ル財政ノ支出ト云

フモノハ、「インフレーション」ニ益ミ

ヒタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ

出テ居リマシテ、私ハアレハ自

ガ此ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、他ハ

是デ打切りマス

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、

シヨン」政策ニ依ル復興デアルト思フ

ノデアリマス、去ル三月ニ執ラレマシ

タ緊急金融非常處置ニ致シマシテモ、

一時ハ確カニ「インフレーション」ノ速

度ヲ鈍化致シマシタガ、其ノ後六箇月

度ノ改正豫算ニ依ル五百六十億圓、數

百億ニ達セント豫定サレテ居リマスル

追加豫算、是等ニ依ル財政ノ支出ト云

フモノハ、「インフレーション」ニ益ミ

ヒタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ

出テ居リマシテ、私ハアレハ自

ガ此ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、他ハ

是デ打切りマス

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、

シヨン」政策ニ依ル復興デアルト思フ

ノデアリマス、去ル三月ニ執ラレマシ

タ緊急金融非常處置ニ致シマシテモ、

一時ハ確カニ「インフレーション」ノ速

度ヲ鈍化致シマシタガ、其ノ後六箇月

度ノ改正豫算ニ依ル五百六十億圓、數

百億ニ達セント豫定サレテ居リマスル

追加豫算、是等ニ依ル財政ノ支出ト云

フモノハ、「インフレーション」ニ益ミ

ヒタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ

出テ居リマシテ、私ハアレハ自

ガ此ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、他ハ

是デ打切りマス

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、

シヨン」政策ニ依ル復興デアルト思フ

ノデアリマス、去ル三月ニ執ラレマシ

タ緊急金融非常處置ニ致シマシテモ、

一時ハ確カニ「インフレーション」ノ速

度ヲ鈍化致シマシタガ、其ノ後六箇月

度ノ改正豫算ニ依ル五百六十億圓、數

百億ニ達セント豫定サレテ居リマスル

追加豫算、是等ニ依ル財政ノ支出ト云

フモノハ、「インフレーション」ニ益ミ

ヒタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ

出テ居リマシテ、私ハアレハ自

ガ此ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、他ハ

是デ打切りマス

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

居リマスル産業復興ニ對スル立場ハ、

シヨン」政策ニ依ル復興デアルト思フ

ノデアリマス、去ル三月ニ執ラレマシ

タ緊急金融非常處置ニ致シマシテモ、

一時ハ確カニ「インフレーション」ノ速

度ヲ鈍化致シマシタガ、其ノ後六箇月

度ノ改正豫算ニ依ル五百六十億圓、數

百億ニ達セント豫定サレテ居リマスル

追加豫算、是等ニ依ル財政ノ支出ト云

フモノハ、「インフレーション」ニ益ミ

ヒタコトハ、體力豫算總會ノ速記録ニ

出テ居リマシテ、私ハアレハ自

ガ此ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス、他ハ

是デ打切りマス

○謹長(山崎猛君) 藤井正男君

〔藤井正男君登壇〕

風ニ思ツテ居ラレルヤウデアリマス

ノ造出ニ依ツテナシ遂ゲル、斯ウ云フ

要素ニナルコトハ疑フ餘地ガナインデ、

ハ既ニ同僚諸君ニ於カレマシテ、色々

ナル觀點ヨリ質問致サレマシタノデ、

私ハ最早質問スル多クヲ持タナイノデ、

アリマスルガ、政府ノ御答辯ニ於テ少

シ不明瞭ナル點ガアルト存ジマスノ

シ、私ハ此ノ際協同民主黨ヲ代表致シ

マシテ、以下數點ニ付キマシテ御説明

ヲ頤ヒタイト思フノデアリマス

第一ニ御尋ネシタイ點ハ、政府ノ日

マス、即チ今日マテ政府ノ執り來ソテ

</

ヲ御提示願ヒタイト思フノデアル、要ハ日本ノ再建ガ綜合的計畫ヲ必要トスル以上ハ、産業復興ノ計畫、物資需給ノ計畫、資金計畫ノ荒筋ヲ、膳經濟安定本部長官ニ承リタインデアリマス、是ガ私ノ第二點ノ質疑ノ中心デアリマス。

第三點ハ、復興金融委員會ノ構成ニ付テ伺ヒタインデアリマスルガ、既ニ同僚諸君ヨリ詳細ニ質問ガアリマシタノデ、或ル程度省略サシテ戴カウト思ノデアリマス、唯私ハ此ノ構成ニ付テ御尋ね致シタインハ、先程モ御話ガアツタノデアリマスルガ、聞ク所ニ依レバ、委員會ハ或ハ會長ニハ大藏大臣ガ之ニ當リ、經濟安定本部長官ガ副會長、其ノ他商工、農林各大臣、日銀、復興金融金庫ノ關係役員、學識經驗者ガ此ノ構成ニ當ラレルヤウナ構想ニアルト云フヤウナコトヲ、實際ノ金融面ノミナラズ、此ノ產業ニ對スル豐富ナル經驗ヲ持ツテ居ル此ノ専門家ヲ網羅シテ、少クトモ民主的——同時ニ其ノ運營ニ當ツテモ、國民ノ納得シ得ル民主要の運營ガナサレナクタハナラナイト云フコトヲ強ク強調シテ、其ノ點ヲ御伺ヒシタインデアリマス。

第四點ト致シマシテ、本金庫ノ實際ノ運用ニ付テアリマス、本金庫ガ資金ヲ供給スル場合ニハ、第一條ニ規定

スル通り、他ノ金融機關ヨリ資金ノ供給ヲ受ケルコトノ困難ナ場合ニ限ラレテ居ルノデアリマス、最近ノ會社及ビ金融機關經理應急措置法ニ依ツテ、從來ヨリノ取引銀行カラノ融資ハ極メテ、窮屈ニナツテ居ルノデアリマス、本金庫設立マデノ暫定處置トシテハ、只今大臣ヨリ説明ガアリマシタヤウニ、既ニ興銀ニ於テ代行ノ任ニ當ツテ居ルノデアリマスガ、其ノ貸付ノ狀況ガ、物的擔保ヲ問題トセズ、對人的信用ニ重點ヲ置カレテ居ルト云フコトニ對シテハ、之ヲ諒トスルノデアリマスルガ、

其ノ銀行ヲ通シテノ貸付ニ於テ、動モスルト裏付ケ保證ヲ必要トスルヤウナ格ヲ持ツテ居ルノデアリマス、元來銀行業者ト云フモノハ、極メテ保守的ナ性今日經濟界ノ不安定ナルコトノ一因デアルト云フコトハ、申上ゲルマデモナイコトデアリマス、是ニ於テ、若シモ保證ノ裏付ケヲ必要トスルト云フヤウナ感ガアリトセバ、其ノ實際ノ運用ニ當ツテ、極メテ官僚的ナ運用デアルトノミナラズ、此ノ產業ニ對スル豐富ナル經驗ヲ持ツテ居ル此ノ専門家ヲ網羅シテ、少クトモ民主的——同時ニ其ノ運營ニ當ツテモ、國民ノ納得シ得ル民主要の運營ガナサレナクタハナラナイト云フコトヲ強ク強調シテ、其ノ點ヲ御伺ヒシタインデアリマス。

第五點ハ、本金庫ノ資本金ニ付テデアリマスルガ、既ニ此ノ點ニ對シマシテモ同僚ノ諸君カラ質問ガアリマシタノデ、省略致シマスルガ、唯一一點ト致シマシテ、若シ此ノ金庫ニシテ資金ノ不足ノ場合ハ、ドウ云フ方法ニ依ツテ之ヲ償フノデアルカ、此ノ點ニ對シテ確實ナル御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

最後ニ私ハ第六點ト致シマシテ、中○國務大臣(石橋湛山君)、藤井君ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、藤井君モ「インフレ」問題ヲ非常ニ御心配ニナツテ居テ、要領ノ宜い者ガ之ヲ利用シ、或ハ金融機關ト特殊ナ關係ヲ持ツ者ノミニマシテ、日本ノ產業構成ノ重點小工業者ノ金融ニ付テ伺ヒタインデアリマス、今後財閥ノ解體、賠償ナドニリマシタガ、先程カラ繰返シテ述べマス通リ、一方ニハヤハリ資金難ヲ仰チ、銀行ノ保守性ヲ御攻撃ニナルノデアリマスガ、資金ハヤハリ要ルタデアリマスカラ、大キナ計畫ハ膳國務大臣ノス、デスカラ、是ハ中々難カシイ問題ト先程申上ゲマシタガ、唯資金ヲ出セバ宜ノデハアリマセヌノデ、ソコニ其ノ容態ヲ見ツ、生產ガ起ルヤウニ資本ト相成ルノデアリマス、本金庫設立ノ曉ハ、斯カル惡弊ヲ根絶セシメネバナラヌコトハ、私ガ申上ゲルマデモナク國民ガ強ク要求シテ居ル所デアリマス、政府ニ於テハ此ノ點ニ於テ如何ナ付テ十分ナル御説明ヲ今一度伺ヒタイテ居ラレルノデアルカ、斯ウ云フ點ニ付テアリマスガ、一方カラ見マスト、「イ

面ノ經濟政策ハ一向差支ヘアリマセヌ
ソレカラ委員會ヲ非常ニ廣範圍ニ、多
人數ニト云フ風ナ御意見ガアリマシタ
ガ、是ハ私ノ考ヘル所デハ斯様ナ金融
考ヘマス、ヤハリ是ハ信用シ得ベキ者
ガ、出來ルダケ小人數デ討議スキモ
サウ多人數デ以テ評議スベキデナイト
考ヘマス、ヤハリ是ハ信用シ得ベキ者
ガ、出來ルダケ小人數デ討議スキモ
ノト考ヘテ居リマス、無論之ノ監督ハ
主務大臣、即チ大藏大臣及ビ商工大臣
ガ嚴重ニ致スノデアリマシテ、ソレハ
法案ノ監督ノ章ヲ御覽下サレバ大體御
分リニナルト思ヒマス

ソレカラ貸出ノ方法ハドウカ、餘リ
嚴重ニシテハ資金ガ十分ニ廻ハラナイ
ト云フ御言葉デアリマシタ、先程實ハ
是ハ青木君ノ御質問ニ對シテ御答ヘ
スルノヲ落シタノデアリマスガ、年賦
償還或ハ無擔保モ致シマス、併シナ
テハ無擔保ノ貸付モ致シマス、是
ガラ所謂嚴ニシテ寛、矛盾スル言葉デ
アリマスケレドモ、一方テハ生産ニ寄
見込ノアルモノナラ相當寛大ニ貸ス、
與スルモノデナケレバ貸サナイト云
方針ヲ一應嚴ニ執リマス、同時ニ其ノ
ノモ必要ナノデアリマス、是ガナケレ
バ放慢ニナリマスカラ必要デアリマス
ガ、ソレダケデヤル意圖ハ抱イテ居ラ

ニ産業家ヲ入レタイ、而モ産業家ノ割合ヲ多クスルト云フ考ヘテ抱イテ居マス、ソレカラ委員會ノ權限ハ相當廣イ、私共政府ノ者トシテハ、出來ルダケ委員會ノ裁量ヲ依ツテ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒシテ居リマスガ、併シ是ハ委員會ニ任セ切リデハナゾノデアリマス、先程申上ゲル通り、主務大臣ガ是等ノ監督ヲ致ス、金融金庫委員會ハ主務大臣ガ之ヲ監督スルトナツテ居リマスカラ、監督ハ嚴重ニ致シマス、ソレカラ資金百億圓ノ問題ハ、是レ亦先程御答ヘシタノデアリマスガ、是ハ必要ガアレバ増加致シマス

ソレカラ中小企業其ノ他ニ對スル金融ニ付テモ御答ヘ致シタ譯デアリマスガ、是ハ特段ノ注意ヲ致シテ、先程モ申上ゲマシタヤウニ、具體的ニ細カイコトハ、金融金庫ノ首脳者ガ決マリマシテカラ能ク御相談致サケレバ、勝手ニ今決メルト云フコトモ如何カト思ヒマスガ、例ヘバ中小企業ノ爲ニハ、其ノ部ヲ特ニ設ケル、是等ノ指導或ハ相談機關ヲ附設スルトカ、種々ナル對策ヲ講ジテ行キタイト考ヘテ居ル次第デアリマス（拍手）

〔國務大臣膳桂之助君發壇〕

○國務大臣（膳桂之助君） 御答ヘ申上想ニ付テ申上ゲタノデアリマスガ、左様ニ申上ゲマシタカラト言ツテ、差當

リノ緊急ノ問題ニ付テ全ク無関心デ居ル譯デナイコトハ、先程モ申上デタ通デアリマスルガ、即チ緊急ノ問題ト致シマシテハ、トウシテモ國民ノ生活安定、殊ニ食糧ノ増産ニ關係シ、又物資ノ輸入ノ爲ノ見返り物資ノ生産ノ爲ニ、又將來ノ產業ノ回復ノ爲ノ基礎産業、是等ニ付テ將來ノコトヲ見ツ、現在ノ應急的ノコトヲ考ヘナケレバナラスト云ノコトモ、今マデ申上ゲタコトデ御聴取り下サツタコト思フノアリマシテ、安定本部トシテ差當リ金融金庫ノ御世話ニナルベキモノハ、サウ云フ觀點カラ見マシテ、一例ヲ申セバ、或ハ食糧增産ノ關係カラ申セバ、肥料ノ問題モザイマセウ、又根本的ノ基礎材料ノモカラ言ヘバ、石炭ノバ、或ハ食糧増産ノ關係カラ申セバ、肥料ノ問題モザイマセウ、見返り物資ノ問題カラ言ヘバ、綿糸ノ問題モザイマセウ、又是等ノ總アコ通ジマシテ、ヤハリ政府デ出來ルダケ育成シテ戴キタイコトハ、先程カラモ度々御話ノアリマス中小工業ノ再興問題デアリマス、併シナガラ大體斯ウ云フヤウナモノヲ如何様ニスルカト云ノコトハ、ソレゾレ主管省デアル商工省デ、細心ノ御計畫ニナツテ居ルコトデアリマシテ、安定期日ニ、而モ有效ニ實現スル爲ニ私共モ協力スルコトニ、最近ノ緊急ノ私共定本部ハ、商工省ノ御計畫ヲバ之ヲ短期日ニ、而モ有效ニ實現スル爲ニ私共ニマス、又私共ガ今度ノ金融金庫ニ對シマスル希望ハ、先程モ申上ゲマシタ

ト云フヤウナ計畫ヲ作ツテ、之ニ餘
リコビリ付クト云フト、思ヒ出スノモ
厭ナコトデアリマスガ、機動性ノナイ
ヲ聞イテ居リマスガ、此ノ色々ノ動キ
ノ多イ時ニ、餘リニ早ク色々ノ基本計
畫ヲ決メテ金融金庫ニ御願ヒスルト云
フコトハ、機動性ヲ失ハセル所以ト思
ヒマシテ、安定本部ハ色々ノ觀點ヲ申
上ゲマシタガ、是等ノ觀點——諸省ノ
施策ニ策致シマシテ、安定本部トシ
テハ、今度ノ金庫ノ運營方針ニ付テ色々
ノ御協力モ申上ゲ、又色々ノ御注文モ
スル、斯様ニ考ヘテ居リマス、今マ
デ御答ヘ申上ゲマシタモノヲ、補足ト
シテ一言附加ヘテ答辯ト致シマス（拍
手）

モ全力ヲ傾倒セナケレバナラヌト思ヒ
マス、本案ハ過日議會ヲ通過致シマシ
タ法案ニ依レル戰時補償ノ全面的打切
リノ結果ニ伴フ我ガ國經濟ノ整理再建
上、恒久的措置ノ一環トスル金融機關
ノ設立ノ爲テアツテ、本案ハ我ガ國產
業及ビ經濟ノ復興ニ重大ナル使命ヲ持
ツテ居ルモノト思ヒマス、本案ノ特徵
ヲ見マスルト、先づ以テ一ツハ、資本
金ヲ百億圓トスルガ、其ノ中ノ四十億
圓ヲ出シテ、未拂出資額六十億圓ヲ見
返リトシテ、復興金融債券ヲ發行シ、
又ハ債務引受ヲ保證スルコト、第二ハ
經濟復興促進ニ必要ナル資金ヲ、他ノ
金融機關カラ融資ヲ受けルコトノ困難
ナモノニ供給スルコト、第三ニハ運營
ノ實際的權限ヲ復興委員會ニ委ネルコ
ト、第四ニハ社債ノ應募引受ハスル
ガ、株式ハ引受ケナイコト、此ノ點ニ
アルト思ヒマス、過日議會ヲ通過シタ
戦時補償ノ全面的打切りハ、終戦後即
時斷行スベキモノデアリマシタガ、歷
代ノ政府ハ遷延日ヲ曠シウシテ、遂ニ
多ノ軍需工業ノ會社ト云フモノハ、金融
ニ及シダモノデアリマスルコトハ遺憾
デアリマス、戰爭中莫大ノ利益ヲ得タ幾
代ノ政府ハ遷延日ヲ曠シウシテ、遂ニ
知シテ、サウシテ彼等自身ニ有利ノ對策
ヲ講ジタノデアリマス、隨テ其ノ被害ヲ
受ケタルモノハ、中小企業家ヤ中產階級
及ビ庶民階級ノ國民デアリマス、故ニ政

府ハ經濟復興ヲ目標トスル本案通過ノ
曉ニ於キマシテハ、少數ノ戰時成金
ヤ、資本家ノ復興ニ對シテ便宜ヲ與フ
ル我ガ經濟界ヲシテ、速カニ復興スル
ルニアラズシテ、多數ノ中小企業家ノ
復興ヲ助成シ、廃滅ニ瀕セントシテ居
ル我ガ經濟界ヲシテ、速カニ復興スル
ヤウ努力セラレントヨリ要望シテ已ミ
マセヌ、此ノ點ニ付テ次ノ數點ヲ大藏
大臣ニ御伺ヒ致シマス

復興金融金庫ハ其ノ資本ガ百億圓デ
アルガ、ドウシテ百億圓ト定メタカ、
既ニ此ノ點ハ各方面カラ論議ヲサレテ
居リマスカラ、大體政府ノ意向モ分ツ
テ參リマシタガ、此ノ問題ハ三年間ノ
後ニハ之ヲドウスルカ、政府ハ三年間
ノ後ニハ結局回収不能ト見テ居ラレル
ノデアリマスカ、又如何ニシテ之ヲ引
繼グルノデアルカ、此ノ點ヲ伺ヒマス
第二ニハ、復興金融金庫ノ設立ニ至
ルマデ、暫定措置トシテ八月一日カラ
日本興業銀行ヲシテ復興資金ヲ出サセ
マシタ、既ニ大藏大臣ノ説明ニ依リマ
スルト、五億乃至六億ガ出テ居リマス
ルガ、先づ今後ノ目標ハドノ點ニマデ
是ガ及シ行クノデアルカ、ソレヲ伺
ヒタイト思ヒマス、サウシテ政府ガ金
融機關ヲ作ツタノデアルカラ、自身チ
運営スペキデアツテ、其ノ運営ノ宜シ
キヲ望ミマス、唯此ノ場合ニ於テ之ヲ
銀行ニ委託スルナラバ、特定ノ一つノ
銀行ニ止メズシテ、全國ノ信用ノアル
銀行ヲ利用スルコトガ必要デハナイカ

第三ハ、既ニ社會黨ノ島田君カラノ質問モアツタノデアリマスガ、過日來新聞紙ニ傳ヘラレテ居ル所ノ、復興金融金庫ト日本興業銀行トハ表裏一體デアルト云フコトデアリマス、此ノ點ハ世間ノ誤解ヲ招ク點ガ相當アリマシタガ、既ニ大藏大臣カラ此ノ點ニ付テハ説明ガアリマシタカラ了承致シマス。

第四ハ戰犯銀行ヲ解散スル考へハナキカヲ伺ヒタイト思ヒマス、去ル一日四日、「マツカーサー」司令部發表ノ公職追放令ニ依ツテ、日本ノ侵略的發展ニ寄與シタ所ノ滿洲、朝鮮、臺灣ヲ中心トスル拓殖銀行其ノ他ノ會社ト云モノハ解散ヲ命セラレマシタ、之ニ伴ツテ我ガ國ニ於テハ、戰犯銀行トシテ戰時金融金庫ガ解散ヲ命セラレタト思ヒマス、同時ニ横濱正金銀行ガ改組ヲ命ゼラレマシタ、戰時金融金庫ノ解散ハ當然デアルト思フ、然ルニ過去六十年間我ガ國ノ外國貿易金融機關アツタ横濱正金銀行ガ、經濟的侵略ノ擔當者トシテ普通銀行ニ改組セラレタト云フコトハ遺憾千萬デアル、是ハ「マツカーサー」司令部カラノ命令デアルト云思ヒマスガ、今後ノ日本ガ、平和産業ノ爲ニ、又貿易進展ノ爲ニ努力シヨウカヨリ外ニハナイノデアル、而シテ近キトシテ居ル時ニ、國民生活ノ安定ヲ確保セントスルニハ、海外發展及び貿易シナケレバナラヌ時ニ當ツテ、貿易及

ノ横濱正金銀行ノ如キハ、繼續セシム
ルコトガ當然デアルト思マ、私思フ
ニ、是ハ結局政府が聯合軍當局者ニ對
シテ此ノ重大ナルコトヲ諒解セシメナ
カツタト云フ所ニアルト思ヒマス（拍
手）復興金融金庫法案ニ付アモ數箇月
ニ瓦ツチ聯合軍司令部ハ研究シタノデ
アリマス、
我ガ國民ノ考ヘテ居ルコトヲ率直ニ聯
合軍司令部ニ之ヲ傳ヘ、又聯合軍司令
部ノ意ノアル所ヲ速カニ國民ニ徹底
セシムルコトガ政府ノナスペキコトデア
リマス、然ルニ此ノ點ニ於テ缺ケテ居
リマスルコトハ實ニ遺憾ノ至リニ堪ラバ、過
マ、セヌ、ソコデ戰時金融金庫ノ如キ、或
ハ正金銀行ノ如キモノガ戰犯銀行デア
ルトシテ解散セラレテ居ルナラバ、過
日來新聞紙ニモ傳ツチ居ル通り、政府
ガ勸業銀行、或ハ興業銀行ヲ合併スル
ノデアルト云フ噂ガアル、火ノナイ所
ニ煙ハ立タヌト言ヒマスガ、日本興業
銀行ハ戰爭中ニ於テ、軍需金融ノ専門
中樞トシテ百七十五億ト云フ巨額ノ貸
出ヲナシ、其ノ中ノ七割八分ト云フモ
ノハ厖大ナル軍需工業ニ出資シテ居ル
所ノ銀行デアル、是ハ直チニ解散ヲス
ベキモノデアラウト思フガ、政府ノ所
見ハ如何デアルカ、即チ此ノ際、總
ノ不良銀行又ハ會社ヲ一掃サレントシ
テ居ル時デアリマスカラ、政府ハ黃斷
ヲ以テ斯カル不健全ナルモノヲ解散ヲ
サセル必要ガアルト思フノデアリマス

其ノ他「インフレ」ノ點ニ付テ伺ヒタ
太郎君ノ質問モアリ、大體私ガ質問致
シタイ、コトハ「カバー」シテ居リマス
カラ、私ハ之ヲ省略致シマス、唯此ノ
委員會ノ構成ニ付テ一言致シタイ、委
員會構成ノ點ニ付テハ、今日マデノヤ
ウナ官僚的委員會ヲ廢シマシテ、常識
アリ、金融ニ經驗アリ、且又實業界ニ
經驗ノアル人ヲ任命シテ戴キタイ、只
今大藏大臣ガ仰シャルヤウニ、衆議院
議員任命シナイトノコトデアルガ、政
治的ニナルト言フノナラバ、又當然ニア
リマセウ、但シ議會ノ中ニ於
テモ金融、財政、經濟ニ通曉シ
テ居ル人ガアルナラバ、ソレ等ヲ起用
シテモ一向差支ヘナイデハナイカ、斯
ウ云フ點ニ付テハ十分政府ガ注意ヲ致
シテ、以テ萬全ノ策ヲ講ジテ戴キタイ
ト思ヒマス

ハ此ノ方面ニ對シテ十分融資ヲスルノ
ガ當然デアリ、又指導セネバナラヌ、
今回ノ復興金融金庫ヲ通シテ、中小企
業家ヲ立派ニ復活サセテ戴キタイト思
ヒマス、此ノ點ニ付テ私ハ星島商工大
臣、石橋大藏大臣ニ伺ヒタ、且ツ御
願ヒシタイコトガアル、ソレハ本法案
ニ關聯シテノ問題デアル、特ニ政府ノ
注意ヲ促シタイコトハ是デアル、ソレ
ハ戰爭中ニ企業整備ノ名、ノ下ニ、機械
及び設備ノ強制的供出ヲ命ゼラレタ全
國百萬ニ達スル中小商業者ノ處遇デ
アル、彼等が五箇年間ノ据置特殊預金
トシテ受取ツタ金額ハ三十億圓ニ達シ
テ居ル、彼等ハ父祖傳來ノ工業ヲ閉鎖
セシメラレ、營業權及ビ機械設備ハ喪
失セシメラレテ居ル、之ヲ今日復興セ
ントシテモ中々出來ナシ、三千圓デ供
出シタ所ノ織機ガ、今之ヲ復興セント
スルナラバ三萬圓掛ル、ノミナラズ之
ニ對スル資材ハ一ツモアリマセヌ、斯
様ニ悲慘ナル狀態デアル、此ノ種ノ工
業ハ主トシテ平和日本建設ニ必要ナル
纖維工業アツテ、全國各方面、關東
一帶、東海一帶、東北、關西、日本海
方面、九州ニ至ルマデ、百萬ニ達シテ
居ルノデアリマス、然ルニ是等企業整
備ニ遭ツタ所ノ企業家ハ、最近ノ戰時
補償全面的打切りニ依ツテ、彼等ノ最
後ノ希望ト特ソデ居ル所ノ特殊預金ハ
何ト云フコトデアリマセウカ(「ヒヤ
需補償ト混同セラレントシテ居ルノハ

ヒヤ！」今ヤ此ノ全滅ノ状態ニ沈淪シテ
居ル所ノ我ガ國工業ヲ、政府ハ速カニ
救濟シナケレバナラムト思フガ故ニ、
企業整備ニ依ル所ノ特殊預金三十億圓
ヲ復活シテ戴クト同時ニ、又本復興金
融金庫ヲ通シテ十分ニ彼等ヲ援助セラ
レンコトヲ希望致スノデアリマス（拍
手）大藏大臣及ビ商工大臣ニ對シテ、
此ノ點ニ付テノ聲明ヲ願ヒタイト思ヒ
マス、私ハ先般「マッカーサー」司令部
ヲ訪問シテ、是ハ非常ニ不公平デアル
ト言ツタ所ガ、専門家曰ク、ソレンナラ
バ正規ノ方法ヲ取ツテ、「セントラル・
リアイズン・オフィス」ヲ通シテ歎願ス
レバ考慮スル、ト言ヒマシタ、故ニ政
府ハ十分ニ此ノ點ニ付テ考慮ヲ願ヒタ
イト思ヒマス（拍手）

私ハ此ノ外尙ホ重要ナ「ボイント」ニ
付テ總理大臣ニ伺ヒタイト思ヒマス
ガ、本日ハ總理大臣ガオ見エニナリマ
セヌカラシテ、他日ニ讓ツテ、本日ノ
私ノ質問ヲ打切りタイト思ヒマスガ、
其ノ點ハ是レデアリマス、
ヲ通シテ行フト言ハレタ、

幸ヒニ「マッカーサー」元帥ハ日本國
「ダグラス・マッカーサー」元帥ハ、四
國委員會ニ於ケル演説ニ於テ、聯合軍
ガ日本ヲ占領管理スルニ當ツテノ占領
政策ナルモノハ、現存日本政府ノ機構
ノ人情風俗ヲ理解シ、我々日本國民ニ

深キ同情ヲ有セラレテ居リ、我ガ日本國民ガ期待スルヤウナ幾多ノ善政ヲ布イテ異レマシタ、又「マッカーサー」司令部ニハ中々多數ノ有能ナ「エキスパート」ガ居リ、日本人ヨリモ、日本ノ關係ガ缺ケテ居ルナラバ、司令部ガ如何ニ善政ヲ布カントシテモ不可能デアラリマス、我々國民ガ如何ニ彼等ニ懇ヘントシテモ、言葉ハ即チ日本語ニアラズシテ英語デアル、此ノ點ニ付テ遺憾ノ點ガアリマス、私自ラガ經驗シタコトニ依リマスト、大藏省ノ官吏ク諸君が行シテ、或ル問題ニ付テ鬼ニ角之ヲ説明シヨウトスル、自分ハ經濟的ノ問題ニ付テハ専門家デアルケレドモ、言葉ガ出來ナイ爲ニ、外務省ノ人ヲ連れて行ツテ説明スル、若シ其ノ外務省ノ人ガ専門的知識ガナイト、向フハ之ヲ諒解シナイ、サウシテ間違ツタ見解ノ下ニ、思バズ間違ツタ結果ヲ齎スコトモアリマセウ、今日マテノ日米交渉ニ於テ、言語ノ相違ノ爲ニ斯カル點が相當ニアリハシオイカト非常ニ心配ヲ致シテ居リマス、是ニ於テ「セントラル・リアインズ・オフィス」即チ終戦事務局ト云フモノノ完璧ヲ期スル必要ガアラウト思フ、之ニ對シテハ、官界ノ有ノ理解ヲ得ラレントコトヲ切望シマス、

ソレニハ政府ガ十分給料ヲ支給シテ終戰事務局ノ内容ヲ充實セラレタイト思フ、終戰事務局ノミガ終戰事務局デアルノデナク、政府全體ガ終戰事務局デアルト云フ考ヘヨ以テ、大藏大臣モ、皆合體シテ、サウシテ我々國民ノ意思ノアル所ヲ「マッカーサー」司令部ニ傳達シ、司令部ノ政策ヲ速カニ我々國民ニ徹底セシムルヤウニシテ戴キタイト思ヒマス、斯様ナ點ニ付テ私ハ總理大臣ニモツト込入ツタ質問ヲ致シタイトイ思ツテ居リマシタガ、本日ハ宮中ニ參内セラレタ爲ニオ出デガナサイサウデアリマスカラ、質問ヲ他日ニ譲リマス、願ハクハ大藏大臣、商工大臣ハ、以上私ガ伺ツタ點ニ付テ御答辯下サツテ、本案實行ノ上ニ付テハ、我ガ國民ガ速カニ復興ガ出来ルヤウニシテ戴キタイト思ヒマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス（拍手）

論三年經テバスウシタモノモ皆臻引ニシテソレデオ終ヒニスルノデハアリマセヌノデ、全部之ヲ回収致スノデアリマス、併シナガラ「前項の期間は、復興金融委員會の承認を受けて、これを短縮し、又は延長することができる。」ト云フノデアリマスカラ、場合ニ依レバ三年經タナクテモ、必要ガナイト云フナラバ廢タル場合モアルカモ知レマセヌン、必要ガアルト云フナラバ、モツト延バスクコトガ出來ル、兎ニ角新タナル事業ハ一應三年ダケ、後ハソレカラ先程私ガ、現在ノ興業銀行ガ復興金融金庫ノ代リニ暫定處置トシテ是ダケノ金額ノ申込ヲ受ケタト云フコトヲ申上ゲマシタガ、ソレハ申込ヲ受ケタノデアリマシテ、未ダ七億何千萬圓ヲ貸シテ居ル譯デハゴザイマセヌ、ソレカラ戰時金融金庫ナドハマダ解散致サウ、斯ウ云フ譯デゴザイマスガ、マダ解散ハ致シテ居リマセヌ、ソレカラ正金銀行ハ名前ハ何トナリマスカ、論正金銀行ミタイナ經營、今マデノヤウナ特殊銀行トシテノ正金ト云フモノガ、是レ亦未ダ出來チ居リマセス、無スケレドモ、アノ外國爲替ニ付テノ經

職ト云モノハ、無論活カシテ行カナケレバナラヌノデアリマスカラ、是ハ十分活カシテ行クヤウニ致ス積リデアリマス
ソレカラ復興金融金庫ハ、御話デハ、何カ司令部デ以テ長イコト研究シテ是ハ前内閣時代ニ申出シテ、ソレカラ研究ヲ續ケテ居ルモノデアリマス
私ハ左様ニ理解シテ居リマセヌ
ソレカラ戦時中ニ軍需融資ヲシタ銀行ハ解散シテシマヘト云フヤウナ御話ニアツタコト思ヒマスガ、是ハ今回ノ補償問題ニ關聯シタ整理ニ依ツテ、金融機關ニモソレノノ整理ガ行ハレマスガ、戰時中ニ軍需融資ヲ多クシタカラト言ツテ、其ノ爲ニ解散ヲスルト云ハ、先程カラ何回カ申上ゲマシタヤウニ、公正ナ人物ヲ選擇シテ組織スルコトニナツチ居リマス
ソレカラ戰時中ニ企業整備ヲシタ人達ニ對シテ厚キ援助ヲシロト云フ御言葉、是ハモウ同感デアリマス、併シ其ノ援助ノ方法ハ色々アラウト思ヒマスガ、要スルニ斯様ナ事態ニナリマシテノデアリマスカラ、お互ヒハ、應素ツノニナツチ積リデ、過去ニ因ハレズニ

再建ラスルト云フ意氣ニ燃エル必要ガ

アルノデアリマシテ、其ノ意氣アル企業者ニ對シマシテハ、政府ハ十分ノ援助ヲ致ス積リテ居リマス、是等ノ問題

ハ補償ノ中ニ入ル譯デアリマスカラ、何レ此ノ法案ノ出マシタ時ニ御覽ヲ願ヒマス

ソレカラ最後ハ總理ヘノ御質問ノヤウデアリマスカラ、私カラ御答へスル

必要ハナイカト思ヒマスガ、唯大藏省ハ英語ガ出來ナイカラ、大藏省ガ交渉行ク時ニハ外務省ノ役人ヲ連レテ行

ト思ハレル點ハ、只今ノ企業ノ整備ノ

ガ貸出ガ出來ルト云フヤウナコトモ十

旨ノ實際今度ノ打切りノ中デ隨分無理

テ居ル譯デアリマス、殊ニ先程ノ御趣

用シテ、協同ノ信用力ニ依リマシテ是

ガ貸出ガ出來ルト云フヤウナコトモ十

旨ノ實際今度ノ打切りノ中デ隨分無理

ト思ハレル點ハ、只今ノ企業ノ整備ノ

打切りト、ソレカラ品物ノ代金ノ請求

權ノ點、是ハ實際無理ト私ハ思フ、併シ

是ハ大部分ハ救ハレサウデアリマスカ

ラ、マダ最後ノ結論ニハ達シマセヌケ

レドモ、ソレ等ノ人ニ對シテ、今後、只

居リマスカラ、其ノ點ハドウゾ御心配

下サラヌヤウニ御願ヒ致シマス、以上

甚ダ簡単デアリマスガ、之ヲ以テ私ノ

答辯ト致シマス

(拍手)

○國務大臣(星島二郎君) 藤井君又ハ

笠井君カラ重ネテ、今回ノ軍需補償ノ

打切り又ハ賠償等ニ依リマスル非常ナ

打擊ノ爲ニ、殊ニ中小企業者ガ困ルダ

ラウト云フコトヲ御心配ノ上デ、色々

御懸念下サルコトヲ有難ク思ヒマスル

十七名ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望

ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

思ヒマスルケレドモ、少クトモ商工當局

ト致シマシテハ、假ニ擔保ガナクテモ、今回出來マスル協同組合法等ヲ利

用シテ、協同ノ信用力ニ依リマシテ是

ガ貸出ガ出來ルト云フヤウナコトモ十

旨ノ實際今度ノ打切りノ中デ隨分無理

ト思ハレル點ハ、只今ノ企業ノ整備ノ

打切りト、ソレカラ品物ノ代金ノ請求

權ノ點、是ハ實際無理ト私ハ思フ、併シ

是ハ大部分ハ救ハレサウデアリマスカ

ラ、マダ最後ノ結論ニハ達シマセヌケ

レドモ、ソレ等ノ人ニ對シテ、今後、只

居リマスカラ、其ノ點ハドウゾ御心配

下サラヌヤウニ御願ヒ致シマス、以上

甚ダ簡単デアリマスガ、之ヲ以テ私ノ

答辯ト致シマス

(拍手)

○笠井重治君 残餘ハ委員會テ質問ヲ

致シマス

○議長(山崎猛君) 是ニテ質疑ハ終了

致シマス

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

○議長(山崎猛君) 地方競馬法案第一讀會

美君外四名提出)

地方競馬法案

第一條 都道府縣を區域とする馬匹

組合聯合會(縣を區域とする馬匹

組合を含む。以下これに同じ)は、

臣馬事の振興を圖るため、主務大

の許可を受けて、この法律によ

り、競馬を行ふことができる。

第七條 競馬を開催するときは、入

「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊

急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日

程第四ヲ繰上上程シ、其ノ審議ヲ進

メラレントヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

○議長(山崎猛君) 地方競馬法案第一讀會

美君外四名提出)

地方競馬法案

第一條 都道府縣を區域とする馬匹

組合聯合會(縣を區域とする馬匹

組合を含む。以下これに同じ)は、

臣馬事の振興を圖るため、主務大

の許可を受けて、この法律によ

り、競馬を行ふことができる。

第七條 競馬を開催するときは、入

第十二條の馬事團體は、命令の定めるとところにより、主務大臣の許可を受けて、前項の競馬を行ふこ

とができる。

第二條 競馬施行者が、この法律により、競馬を開催しようとするときは、命令の定めるところにより、地方長官に届出でねばならない。

第三條 この法律により、競馬を行ふ競馬場の數は、北海道三箇所以内である。

内、都府縣各々一箇所以内である。

セラレマシタ——日程第四、地方競馬法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者小笠原八十美君

セラレマシタ、仍テ日程ノ順序ハ變更

マス、政府ハ此ノ議事日程變更ニ同意

場者から入場料を取らねばならない。但し、地方長官の認可を受けて、無料入場者と定めた者から

は、入場料を取らなくてもよい。

第八條 競馬施行者は、入場者に對して、一口の金額十圓以下の優勝馬票を賣出することが

できる。

第九條 その競馬を開催する法人の役員又はその競馬の開催執務委員、騎手その他競馬の事務に從事する者に對して、優勝馬票を賣出することはできない。

第十條 競馬施行者は、優勝馬票の的中者に對して、命令の定めるところにより、その競走についての優勝馬票の賣得金の額を超えない範圍内において、拂戻金を交付する。但し、その金額は、優勝馬票の額面金額の百倍を超えることはできない。

第十一條 優勝馬票の的中者の無い場合における賣得金又は前項但し書の規定によりできた超過金は、命令の定めるところにより、これを優勝馬票を買つた者に拂戻しをする。

第十二條 前二項の拂戻金の債権は、一年間

此を行はなければ、时效によつて消滅する。

五五七

第十一條 競馬施行者は、主務大臣の認可を受けて、優勝馬票の賣得

金額の百分の二十五以内の金額を、自己の收入とすることができます。

る。

第十二條 前條の場合には、競馬施

行者は、命令の定めるところによ

り、納付金を馬匹組合聯合會の組

織してゐる公益法人たる全國風城の馬事團體に納めなければならな

り、競馬場の開設又は維持、競走馬の出馬登録又は出場、競馬の観覧、優勝馬票の賣出又は買入、拂戻金又は競馬賞金の支拂又は受

取、その他競馬の施行又は開催に關しては、地方税を課することは

できない。

第十三條 競馬場の開設又は維持、

競走馬の出馬登録又は出場、競馬の観覧、優勝馬票の賣出又は買入、

拂戻金又は競馬賞金の支拂又は受

取、その他競馬の施行又は開催に關しては、地方税を課することは

できない。

第十四條 主務大臣は、公益上必要ありと認めるときは、第一條の許

可を受けた者に對して、競馬場の設備の變更その他競馬の施行又は開催に關して、必要な事柄を命ず

ることができる。

第十五條 主務大臣は、競馬施行者又はその役員若しくは開催執務委員の行為が、法令若しくはこれに基いてなす處分に違反し又は公益を害し若しくは害する虞があると

認めるとときは、次の處分をなすことができる。

認めるときは、次の處分をなすことができる。

一 第一條の許可の取消

二 競馬の停止

三 優勝馬票發費の停止又は制限

四 開催執務委員の職務執行の停止

團體若しくは多衆の威力を示し、國體若しくは多衆を假裝して威力を示し、又は児器を示し若しくは數人共同して前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

第十八條 左の各號の一に該當する者は、二千圓以下の罰金に處する。

第十九條 左の各號の一に該當する者は、三千圓以下の罰金に處する。

第二十條 その競馬を開催する法人の役員又はその競馬の開催執務委員が、その職務に關して、賄賂を取り、又はこれを要求若しくは約束したときは、二年以下の懲役に處する。因つて不正の行為をなし、又はなすべき行為をなさないときは、五年以下の懲役に處する。

第二十一條 前條第一項に掲げる者に對して、賄賂はこれを沒收する。若しその全部又は一部を沒收することができない場合には、その價額を追徴する。

第二十二條 前條第一項に掲げる者に對して、賄賂を支拂ひ、提供し、又は約束した者は、二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

第二十三條 競馬施行者が、この法律により收得する收入に對しては、所得稅及び營業稅を課せな

い。

第二十四條 附 則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

第二十五條 競馬法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「競馬法」の下に「又ハ地

方競馬法」を加へ、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」を削る。

第二條中「軍馬資源保護法」を「地

方競馬法」に、「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第三條中「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第四條第一項中「競馬法ニ依ル」を

「第一條ニ規定スル」に改め、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」及び「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第五條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第六條及び第七條中「競馬法ニ依ル」を「第一條ニ規定スル」に改め、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走」を削る。

第七條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第八條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第九條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第十條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

第十一條中「又ハ鍛錬馬競走」を削る。

〔小笠原八十美君登壇〕

○小笠原八十美君 私ハ今回各派カラ
共同提案ニナリマシタ地方競馬法案ニ付
キマシテ、提出者ヲ代表致シマシテ提
案ノ理由ヲ簡単ニ御説明致シタイトと思

我が國現下ノ情勢上、食糧問題ノ解
決ハ、國民生活ノ安定ト平和新日本ノ建
設上最モ重要ナ問題デアリマスガ、
張ガ急務中ノ急務トセラル、所デアリ
マス、元來我ガ國ノ耕地ハ、戰爭開始以
來年一年肥料ノ不足ヲ告ゲ、所謂掠奪
農業トナリ、地力ハ愈々減退シテ、寧
ロ土地ハ人間ヨリ以上ノ榮養失調ニ陷
ツテ居リマスノデ、今後相當ノ肥料ヲ
施サネバ、増產ドコロカ、更ニ減產ノ
虞サヘ感ゼラレルノデアリマス、而シ
テ此ノ必要ナル肥料増產ニ付キマシテ
ハ、疏安其ノ他ノ化學肥料ハ、原料供
給難其ノ他ニ制約セラマシテ、急速
ナル增加ヲ望ムコトハ出來ナイノデア
リマス、隨テ此ノ缺陷ヲ補ヒ、否、寧
ロ化學肥料ヲ以テナシ得ザル地質ノ改
良ヲナン、食糧增產ヲ推進シ得ルモノ
ノ外ハアリマセヌ、厩肥ノ肥料價値ニ
付テハ、愛知縣農事試驗場ガ科學的ニ
稻作ニ付テ、無機肥料區ト厩肥區トニ
分ツテ、收量ニ付キ比較シタ結果ハ、

七箇年間一箇年ノ平均收穫量ハ、無機肥區ニ於テ二石四斗九升三合、厩肥區ニ於テ二石七斗四升四合トナリ、厩肥ニ付テナサレタノデアリマスガ、此ノ場合ニモ一箇年ノ平均收量ハ、無機肥料區ニ於テ一石四斗一合トナリ、厩肥區ノ方ガ毎年平均三斗五升ノ增收ヲ示シテ居リマス、青森縣ヲ初メ屢々冷害ニ襲ハレル東北地方ニ於テモ、厩肥ニ依ツテ地力ヲ維持スルコトガ立證サレ、是等ニ依ツテ見テモ、食糧增産上厩肥ガ如何ニ重要デアルカハ言フマデモアリマセヌ、即チ地力問題ノ調節ハ、厩肥生産ノ指導如何ニ懸ルノデアリマス、然ラバ厩肥ノ生産量ハドノ位アルカト言ヘバ、馬體重八十貫、牛體重九十貫ノモノニ付キ科學的ニ調查シタ所ニ依リマスト、一頭一年間ノ糞尿中ニ含マル、肥料成分ハ、硫酸「アンモニア」ニ當ルモノ馬百貫、牛六十四貫一、過磷酸石灰ニ當ルモノ馬四十八貫六、牛三十二貫七、硫酸加里ニ當ルモノ馬三十七貫三、牛二十八貫二デアリマシテ、若シ馬百五十萬頭ヲ飼育スルモノトスレバ、其ノ肥料生産量ハ、硫酸「アンモ

ニニア」、ニ當ルモノ、五十六萬三千「トン」、「トン」、硫酸加里ニ當ルモノ二十一萬頭ヲ飼育スルモノトスレバ其ノ肥料生産量ハ、硫酸「アンモニア」ニ當ルモノ六十萬「トン」、過磷酸石灰ニ當ルモノ三十萬六千「トン」、硫酸加里ニ當ルモノ二十六萬四千「トン」テ、我ガ國ノ工場デ生産セラル、モノヨリ遙カニ多イモノデアリマス、尙ホ牛馬ノ外ニ豚、綿羊等ヲ加フルナラバ、莫大ナ數字トナルノデアリマス

次ニ食糧増產上耕地面積ノ擴張ハ、開墾ニ拓等ニ新タニ多大ノ勞力ヲ要スルコト勿論デアリマスガ、少クトモ田畠四町歩ノ經營スルニ、牛馬一頭ヲ要スル計算ニ當リマスノデ、若シ百五十萬町歩ノ新開墾、千拓ナスモノトスレバ、從來ノ田畠ノ勞力ノ外ニ、新開墾、千拓分トシテ新タニ馬牛三、四十萬頭ノ増加ヲ必要トスル次第デアリマス、實際問題トシテモ、終戰後、海外引揚者、戰災者等ニ依リ、國內各地方ニ瓦リ新開墾ヤ千拓ガ實施セラレマシタガ、之ニ肥料ガ伴ハザルノミカ、特ニ肥料ノ根幹ヲナス畜產ガ伴ハナイ爲メ、到ル處ニ開墾無收穫ノ憂目ヲ見テ居ルノデアリマス、是等開墾ニ從事シ

タ人々ハ、其ノ經營ニ心血ヲ注ギ、家族ヲ擧ゲテ生産ニ從事シタノデアリマスガ、多クノ者ガ素人ノ爲メ、畜産ノ價値ガ分ラズ、指導者モ眞ニ畜産ノ必要ヲ認識セズ、有畜農業ノ指導ヲナスルノデアリマス、加之食糧問題トシテハ、牛馬羊豚鶏ノ總テガソレ自體主要ナル國民ノ食糧デアリ、榮養資源デアリマシテ、特ニ牛乳、鶏卵ニ至シテハ、乳幼兒、病人等ニナクテハナラヌ重要食糧デアルコトハ勿論、又綿羊ニ至ツテハ、國民ノ重要ナル衣料資源デアルコトハ御承知ノ通リデアリマス、斯クノ如ク國民食糧ノ解決、國民生活ノ安定上、畜産ナクシテハ其ノ基礎ヲ作り難ク、是レナクシテハ新日本ノ建設ハ不可能デアルト言フモ過言デハアリマセシ、畜産ヲ織込マナイ土地開墾モ、食糧、衣料ノ解決案モ、所詮ハ畫餅ニ讐シ、徒勞ニ終ルノデアリマス、之ヲ要スルニ食糧ノ増産ハ家畜ノ増産ニアリ、何レガ因カ何レガ果カ分ラヌガ、家畜ノ増産ナクシテ食糧ノ増産ハ絶対アリ得ナイノデアリマス、然ルニ此ノ家畜中ニ於テモ、食糧増產上最も重要ナル牛馬豚鶏ノ類ハ、近年其ノ保有數著シク低下シ、馬ニ付テ言ヘバ、戰前

約百五十萬頭位、牛モ約二百四十萬頭位アツタモノガ、現在ハ
タモノガ現在三百萬頭、豚モ戰前約百
萬頭位アツタモノガ現在僅カ二十萬頭位
居ルト云フ狀態デアリマス、是ハ統計
ニ現ハレタ數字デアリマスガ、實際ハ
密殺其ノ他デ相當ノ減少ヲ見テ居ルコ
トハ御想像ノ通リデアリマス、之ヲ復
舊シ、更ニ増大スルニハ、非常ナル怒
力ヲ必要トサレテ居ルノデアリマス、
然ルニ是ガ獎勵ニ付テハ從來國庫補助
等モアツタノデアリマスガ、今後ハア
ヨ多ク期待スルコトハ出來ナイノデ、
是ガ獎勵資源ヲ自主的ニ畜產自體ニ求
メバナリマセス、此ノ意味ニ於テ地
方競馬ヲ開催シ、其ノ收益ヲ以テ畜
獎勵ノ資源ニ充テルト云コトガ、最
モ緊要ナコトト思フノデアリマス(拍手)
隨テ地方競馬ノ速カナル開始ハ刻下ノ
急務デアリマス

ハ、從來民間ガ非常ア苦痛トシテ居タ
各種ノ制限拘束ヲ撤廢シテ、民間ノ希
望スル自由ナ馬産ニ移ラネバナリマセ
ヌ、而シテ斯クスルニハ、之ニ適應ス
ベキ種馬ヲ繫養シ、產業用ニ適スル馬
ヲ生産シ、產業ニ適スル育成調教ヲナ
サネバナリマセヌ、是等ノ目的達成ニ
爲ニハ、地方競馬ニ、輓曳其ノ他產業
用馬調教ニ適當ナル競走種目ヲ加ヘ、
產業用馬ノ能力増進ヲ圖ルコトガ最モ
大切ナノデ、是ハ競馬ニアラザレバ能
クナン難キ所デアリマス(拍手)此ノ意
味ニ於テモ速カニ地方競馬ヲ開催スル
コトガ必要デアリマス、家畜ヲ飼育ス
ルコトハ、單ニ自給肥料ヲ作ルバカリ
デナク、動物愛ニ依ツテ人情ヲ和ゲ、
且ツ昔カラ「馬産地ニ結核ナシ」ト言ハ
レル程デ、人情ヲ和ゲテ平和國家建設ニ
役立チ、結核豫防ニモ役立ツコトハ、
馬產地ノ特ニ體驗シツ、アル通リデア
リマス、而シテ馬產意欲ノ向上ト云フ
モノハ、必スシモ採算ノ良否ニ左右馬ニ
レルモノデハナク、馬產家特有ノ馬ニ
對スル熱情ヲ昂揚スルコトガ最モ大切

政府ハ曩ニ昭和二年八月地方競馬規則ヲ制定シ、地方競馬ヲ施行シ、爾來地方競馬ハ健全ナル發達ヲナシ、我ガ國馬產ノ爲メ貢獻シツ、アリマシタガ、昭和十四年七月鍛錬馬競走ヲ施行スルコトトナリ、地方競馬ハ一時廢止モ亦昭和二十年十一月廢止ニナツタノデアリマス、ソコデ現在ハ競馬ヲ實施スル何等ノ方途モナク、產業用馬ノ生産ニモ、能力増進ニモ支障ヲ來スノデアリマス、更ニ競馬ハ、馬券ヲ發賣スルコトニ依リマシテ新圓ヲ吸收シ、浮動購買力ヲ減少シ「インフレ」對策致トシマシテモ最モ有效適切デアリマス（拍手）加之馬券稅ノ徵收ニ依リ、國庫收入ノ增加ヲ圖ルト共ニ、競馬ノ施行ニ依リマシテ得タル剩餘金ハ、畜產獎勵、社會事業資金等ニ使用セラレ、國庫ノ負擔ヲ少クスル點ニ付テモ重大ナル役割ヲ果スノデアリマス、競馬ハ一面ニ於テ健全ナル大衆娛樂デモアリマス、今ヤ地方競馬ノ實施ハ、國民一般ノ熱烈ナル要望デアリマシテ、此ノ結果ハ、何等法規ナキニ拘ラズ各地ニ地方競馬類似ノ競馬が開催セラレ、其ノ

收入ハ前三述ベマシタヤウナ方法ニ使
用セラル、コトナク、勿論國庫收入モ
ナク、其ノ多クハ濫費セラレテ居ルト
云フ状況デアリマシテ、此ノ儘ニ放任
スル時ハ、收拾スペカラザル結果ニ到
ルコトハ、火ヲ賭ルヨリモ明カナルコ
トデアリマス、此ノ情勢ニ應ズル爲ニ
モ、地方競馬法ノ制定ハ最モ緊要ノコ
トデアリマス。

次ニ地方競馬法案中ニ規定セラレマ
シタ重要ナル點ヲ少シク申上ゲマスヒ
バ、第一ニ地方競馬ノ施行者ハ、從前
通り地方ノ馬匹組合聯合會又ハ縣區域
ノ馬匹組合ヲ原則ト致シマスガ、地方
ノ馬匹組合聯合會ニ施行スルコトガ不
適當ナ場合、例外トシテ中央馬事會ニ施
行スルノデアリマス、第二ニ地方競馬
ヲ施行スル競馬場ノ數ハ、是モ從來通
リ北海道三箇所以内、都府縣各一
箇所以内デアリマス、第三ニ競馬ニ出
場シ得ル馬ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ
限定スル規定デアリマスガ、實際ハ競
馬場所在都道府縣及び其ノ隣接都道府
縣ニ二箇月以上飼養セラレタル、四歳
以上八歳以下ノ馬トスル豫定デアリマ
ス、第四ニ競馬開催ノ回數ハ年四回以
内デ、一回ノ開催期間ハ六日以内デア

リマス、第五ニ地方競馬競走ノ種類ハ
法律ニハ明示シテ居リマセヌガ、産業
用馬ノ能率増進ニ重點ヲ置キマシテ、
輓曳競走、駆歩競走、速歩競走及ビ障
碍競走ト致ス積リデアリマス、第六ニ
馬券ヲ優勝馬票ト稱シ、其ノ額面金額
ヲ十圓以下トシ、是ガ購買ハ無制限ト
シタノデアリマス、第七ニ勝馬ノ的中
者ニ對スル拂戻金ハ、優勝馬票額面金額
ノ百倍マデ拂戻ヲナスコトガ出來ルコ
トトシタノデアリマス、第八ニ、地方
競馬ノ施行者ハ、優勝馬票賣上金ノ百
分ノ二十五以内ノ金額ヲ自己ノ收入ト
スルコトガ出來ルコトシタノデアリ
マス、此ノ金ハ一般畜産事業獎勵費、
競馬施行者タル馬匹組合聯合會ノ馬事
獎勵事業費、社會事業費及ビ中央馬事
團體ヘノ納付金等ニ使用セラル、ノデ
アリマス、而シテ社會事業費ハ、戰災
者ハ、海外引揚者、病院費等ニ使用セラ
ル、豫定デアリマス、第九ニ競馬施行
者ハ、前ニ述べマシタ收得金ノ内一定
額ヲ中央馬事會ニ納付セラレタ金ハ、
地方競馬ヲ施行シテモ損失ヲナシタル
馬匹組合聯合會ニ對スル助成、一般畜
產獎勵費等ニ使用セラル、ノデアリマ

斯、尙も現行馬券稅法ニ於テハ、從來
鍛錬馬競走ニ當り發行スル優等馬票ノ
發行金額ノ百分ノ四ヲ課稅シ、又優等
馬票ノ的中者ガ拂戻ヲ受クル場合、其
ノ拂戻スペキ金額ニ對シ、百分ノ十ノ馬
券稅ヲ拂フ規定デアリマスカラ、本法
案ノ附則トシテ稅率ハ其ノ儘ニシテ、
本法案ノ名稱ニソレハ改正ヲ致シタ
次第デアリマス、以上ガ提案ノ理由デ
アリマス、御審議ノ上滿場ノ御賛成ヲ
希望致シマス

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後五時五十三分散會

衆議院議事速記録第十二號中正誤

一六九頁乃至二一二頁ノ欄外見出シハ
「東京都制の一部を改正する法律案外
三件 第一讀會」の誤

定價 一部 七十錢

發行所 東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇〇 國書課
振替東京一九二〇